第 3 回

## 熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

平成29年10月6日

(平成28年度決算)

(総務部・企画振興部・土木部)

閉 会 中

場所全員協議会室

### 第 3 回 熊本県議会

## 決算特別委員会会議記録

平成29年10月6日(金曜日)

午前10時0分開議 午前11時15分休憩 午前11時20分開議 午後0時12分休憩 午後1時8分開議 午後2時33分閉会 委員内野幸喜委員増永慎一郎委員磯田 毅

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

部 長 池 田 敬 之

理事兼県央広域本部長兼

市町村・税務局長 大 村 裕 司

政策審議監 本 田 充 郎

総務私学局長 古 森 美津代

首席審議員兼人事課長 平 井 宏 英

首席審議員兼財政課長 竹 内 信 義

県政情報文書課長 村 上 徹

総務事務センター長 坂 本 弘 一

財産経営課長 満 原 裕 治

私学振興課長 塘 岡 弘 幸

市町村課長兼

県央広域本部総務部長 間 宮 将 大

消防保安課長 門 﨑 博 幸

税務課長 井 芹 護 利

企画振興部

部長山川清徳

政策審議監 本 田 圭

地域・文化振興局長 斉 藤 浩 幸

交通政策・情報局長 藤 井 一 恵

企画課長 沼川 敦彦

地域振興課長 重 見 忠 宏

文化企画:

世界遺産推進課長 手 島 伸 介

川辺川ダム総合対策課長 吉 野 昇 治

交通政策課長 内 田 清 之

情報企画課長 島 田 政 次

統計調査課長 山 田 裕 二

本日の会議に付した事件

議案第44号 平成28年度熊本県一般会計歳 入歳出決算の認定について

議案第49号 平成28年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第50号 平成28年度熊本県臨海工業用 地造成事業特別会計歳入歳出決算の認 定について

議案第54号 平成28年度熊本県市町村振興 資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の 認定について

議案第55号 平成28年度熊本県流域下水道 事業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて

議案第58号 平成28年度熊本県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について

出席委員(12人)

委員長 坂 田 孝 志 副委員長 浦 祐三子 田 上 委 員村 宙美 委 員前 Ш 收 委 員氷 室 雄一郎 委 員藤 川隆夫 員 小早川 宗 弘 委 委 員森 浩 委 員 田 代 国 広

司

守

土木部

部長手島健 総括審議員兼 河川港湾局長 鈴 木 俊 朗 政策審議監 成 富 守 道路都市局長 宮 部 静夫 親 建築住宅局長 清 水照 監理課長 藤 正 浩 本 用地対策課長 西 浦 義 土木技術管理課長 吉 良 忠 暢 首席審議員兼 道路整備課長 上 野 晋 也 道路保全課長 長 井 英 治 都市計画課長 坂 井 秀 下水環境課長 渡 辺 哲 也 河川課長 丸 尾 昭 港湾課長 亀 崎 直 隆 砂防課長 松 永 清文 建築課長 上 妻 清 人 営繕課長 井 手 秀 浼 住宅課長 小路永

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 金 子 徳 政 会計課長 無 田 英 昭

監查委員事務局職員出席者

局 長 高 山 寿一郎 首席審議員兼監杳監 小 原 信

事務局職員出席者

議事課主幹 門 垣 文 輝 議事課課長補佐 福 田 博 文 議事課参事 小 池 二 郎

午前10時0分開議

○坂田孝志委員長 皆さんおはようございま す。

それでは、ただいまから第3回決算特別委 員会を開会いたします。

本日は、午前に総務部及び企画振興部の審 査を行い、午後から土木部の審査を行うこと としております。

それでは、これより総務部の審査を行いま す。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括し て質疑を受けたいと思います。なお、執行部 からの説明は、効率よく進めるために、着座 のままで簡潔にお願いします。

それでは、総務部長から決算概要の説明を 行い、続いて担当課長から順次資料の説明を お願いいたします。

初めに、池田総務部長。

○池田総務部長 それでは、総務部の平成28 年度決算の概要につきまして御説明申し上げ ます。

資料につきましては、お手元の「決算特別 委員会説明資料 総務部」と表紙に記載して あります資料となります。

まず、1ページの平成28年度歳入歳出決算 総括表をごらんいただきたいと思います。

総務部の決算に関連いたします会計につき ましては、一般会計に加えまして、全国型市 場公募地方債の発行に係ります公債管理特別 会計、そして市町村が行います公共施設等の 整備事業に係る市町村振興資金貸付事業特別 会計の3会計となってございます。

これらの3会計を合わせました歳入決算状 況でございますが、収入済み額は8,118億382 万円余、不納欠損額は3億5,424万円余、収 入未済額につきましては27億7,928万円余と なってございます。不納欠損額と収入未済額 につきましては、県税及びその加算金に係る ものでございます。

次に、3会計を合わせました歳出の決算状 況でございますが、支出済み額は3,840億 8,253万円余、繰越額につきましては41億 4,460万円余、不用額が62億7,818万円余でご ざいます。

不用額の主なものにつきましては、人件費の執行残、経費節減等に伴います執行残、平成28年熊本地震復興基金交付金の執行残などでございます。

以上が総務部の平成28年度歳入歳出決算の 概要でございます。詳細につきましては、各 課長から説明いたしますので、御審議のほど よろしくお願い申し上げます。

○平井人事課長 人事課でございます。 資料の2ページをお願いいたします。

済みません、決算の説明に入ります前に、 本年度の定期監査における指摘事項について 申し上げます。

総務部は、私学振興課の職員の交通違反関係、税務課の課税誤り関係につきまして御指摘をいただいております。後ほど担当課長から御説明いたします。

続きまして、人事課の決算について御説明 申し上げます。

2ページをごらんください。

歳入に関してでございますけれども、諸収 入がございます。

各項目とも、調定額どおりの収入となって おりまして、不納欠損額、収入未済額はとも にございません。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

まず、総務管理費のうちの一般管理費、表の中段でございます。

職員42名分の給与費ということでございます。

不用額が2億7,632万円余となっておりますが、備考欄の不用額の理由のところにもありますように、主なものは時間外勤務手当の執行残でございます。これは、災害対応等の時間外勤務手当の予算を人事課に一括して計上しておりまして、その分の執行残ということになっております。

次に、下段の人事管理費についてでござい ます。

知事部局職員の退職手当及び人事課の運営 経費でございます。

不用額3億6,197万円余でございますけれ ども、主なものは退職手当の執行残でござい ます。

以上が人事課分でございます。よろしくお 願いいたします。

○竹内財政課長 財政課でございます。

資料の4ページをお願いいたします。

まず、一般会計について御説明申し上げます。

財政課の歳入におきましては、不納欠損 額、収入未済額はございません。

4ページ最上段をお願いいたします。 地方譲与税でございます。

予算現額に対しまして、4,600万円余収入 済み額がふえております。これは、特に、下 から2段目、地方揮発油譲与税、こちらが見 込み額より多かったことなどによるものでご ざいます。

同じく4ページの最下段、地方交付税でございますが、これは、特別交付税の交付額が見込み額より多かったため、9億7,000万円余の収入増となっております。

次に、5ページをお願いいたします。

上段の国庫支出金、中ほどの財産収入につきましては、それぞれ調定額どおり収入されております。

最下段から6ページ中段まで、こちらが繰入金になります。6ページのほうをお願いいたします。

予算現額に対しまして、30億円余り収入済み額が少ない状況になっておりますが、これは、中段の平成28年熊本地震復興基金繰入金、こちらが事業額の変更により取り崩し額を減額したことによるものでございます。

次に、6ページの中段からの諸収入につき

ましても、調定額どおり収入されているところでございます。

次に、下の7ページのほうをお願いいたし ます。

ここから16ページまで、県債のほうでございます。

全て調定額どおり収入されております。

7ページ中段では、予算現額と収入済み額との比較欄が1,176億円余の減となっておりますが、こちらは、県債を財源といたします熊本地震関連事業等の予算を、平成28年度から29年度に繰り越したことなどによるものでございます。

次に、ページ飛びまして16ページをお願いいたします。

6段目の繰越金から地方特例交付金、こちらまで、それぞれ調定額どおり収入されております。

次に、歳出について御説明申し上げます。 17ページをお願いいたします。

まず、総務費の不用額でございますが、総 務費の不用額のうち赴任旅費等につきまし て、財政課のほうで一括計上しておりますの で、その執行残でございます。

同じく下段の公債費、こちらの不用額は、 公債管理特別会計への繰出金の減によるもの でございます。

次に、18ページのほうをお願いいたします。

2段目に予備費のほうを記載しておりますが、予算額2億円のうち7,200万円余を執行しております。不用額は1億2,700万円余となっております。

次に、19ページをお願いします。

公債管理の特別会計について御説明申し上 げます。

まず、歳入につきましては、いずれも調定 額どおり収入されております。

次に、20ページをお開き願います。

歳出のほうは、県債の借換債や市場公募債

発行に伴います元金及び利子の償還金並びに 発行手数料等でございます。

財政課は以上のとおりでございます。どう ぞよろしくお願いいたします。

○村上県政情報文書課長 県政情報文書課で ございます。

説明に入ります前に御報告いたします。

本日の資料の中で、誤りがございましたので、本日は机上に正誤表を配付させていただいております。まことに申しわけございません。

まず、この正誤表で説明をさせていただき ます。説明資料21ページの修正でございま す。

下の表の正のほうの表をごらんください。 歳入でございます。

不納欠損額及び収入未済額はございません。

上段の県立学校災害復旧費負担金でございますが、これは県立大学の施設災害復旧に伴う国庫負担金でございます。

予算額に対しまして、収入済み額が2,820 万円余少なくなっておりますが、これは、県立大学が災害復旧工事を繰り越したことに伴いまして、補助対象経費が見込みを下回ったことによるものでございます。

それでは、本来の資料、決算特別委員会説 明資料に戻っていただきまして、22ページを お願いいたします。

本課の歳出でございます。主なものを説明いたします。

まず、上から3段目の文書費でございま

これは、行政文書の管理等に要する経費で ございます。

不用額1,160万円余は、入札に伴う執行残 及び経費節減に伴う執行残でございます。

次に、一番下の大学費でございますが、これは公立大学法人熊本県立大学に対する運営

費交付金及び公立大学法人評価委員会の運営 経費でございます。

不用額840万円余は、主に、熊本地震で被災した学生に対する授業料等の免除について、その申請者数が見込みよりも少なかったことに伴う執行残でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

2段目の大学施設災害復旧費でございます。

これは被災した県立大学の施設災害復旧に要する経費でございます。

不用額100万円余は、入札に伴う執行残で ございます。

次に、繰り越しについて説明させていただ きます。

別冊の決算特別委員会附属資料のほうをお願いいたします。 3ページをお願いいたします。 す。

県立大学施設災害復旧費について、3,870 万円余を平成29年度へ繰り越しさせていただいたものでございます。

繰り越しの理由につきましては、入札不調により施工業者の決定が3月末となり、年度内の工事完了が困難となったことによるものでございます。

なお、工事につきましては、9月末に完了 し、既に供用開始しているところでございま す。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたし ます。

○坂本総務事務センター長 総務事務センタ ーの坂本でございます。

説明資料の24ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、いずれも調定 額どおりに収入済みとなっておりまして、不 納欠損額、収入未済額はともにございませ ん。

次に、25ページをお願いいたします。

歳出でございますが、主なものを御説明い

たします。

中段の人事管理費でございますが、支出済 み額5億4,701万円余となっております。そ の内訳は、備考欄に記載のとおりでございま す。

不用額1,566万円余の主なものとしましては、庶務事務システムにおける維持管理費や職員住宅管理費等の執行残などによるものでございます。

続きまして、繰り越しについて御説明いた します。

別冊の決算特別委員会附属資料をお願いい たします。附属資料の4ページでございま す。

職員住宅管理等事業費につきまして、職員 住宅跡地のフェンス修繕工事を土木部に依頼 して施工しておりましたが、熊本地震の影響 によりまして年度内の事業完了が困難な状況 となったため、199万円余を繰り越したもの でございます。

なお、この工事は、4月25日に竣工済みで ございます。

総務事務センターは以上でございます。よ ろしくお願いいたします。

○満原財産経営課長 財産経営課の満原でご ざいます。よろしくお願いいたします。

まず、決算状況について、説明資料の26ページをお開きください。

歳入でございます。

不納欠損額、収入未済額はともにございません。

中段の財産収入のうち、土地貸付料の2億 8,900万円余でございますが、これは、研究 開発や地域振興等のために利用されておりま す国の関係機関などへの県有地貸付料の収入 でございます。

土地の売り払い収入の1,500万円余でございますが、これは未利用財産の売却でございます。

この売却物件の詳細につきましては、別冊 の資料となっております。お手元の決算特別 委員会附属資料総務部の末尾をお開きくださ い。

売却物件としましては、老朽化により用途を廃止しました宿舎や職員住宅の跡地などが主なものになります。物件数で6物件、契約金額で1,500万円余となっております。

それではまた、説明資料の28ページにお戻りいただければと思います。

歳出について御説明いたします。

中段の財産管理費は、県庁舎の管理費、普通財産などの管理費や処分費でございます。

1億8,900万円余が不用額となっております。これは、光熱水費等管理費、経費の節減や庁舎維持管理業務委託の入札残や執行残などでございます。

下段の災害復旧費は、昨年の熊本地震で被災した県庁舎の災害復旧事業に係る経費でございますが、7,200万円余の不用額となっております。これは、入札に伴う執行残でございます。

次に、繰越事業について御説明いたします。

済みません、またもう一度別冊の附属資料 の5ページをお願いいたします。

繰越事業といたしまして、4事業ございます。一番上の財産管理費は、これは、昨年度中に新公有財産管理システムを開発する予定でございましたけれども、熊本地震の影響を受けまして新システムへのデータ移行が困難となりましたことから、本年度に繰り越したものでございます。

2番目のFM推進県有施設集約化事業につきましては、埋蔵文化財の調査などに不測の日数を要したためでございます。

3番目と4番目、これは、熊本地震に係る 災害復旧でございますけれども、被災状況の 調査、復旧方法の検討及び設計などに不測の 日数を要したために繰り越したものでござい ます。いずれの事業も、年度内に完了する予 定でございます。

財産経営課は以上でございます。よろしく 御審議のほどお願いいたします。

○ 塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本年度の定期監査で1件指摘を受けておりますので、御説明申し上げます。

お手元の監査結果指摘事項、1枚のA4縦の用紙でございますが、それをごらんください。

指摘事項は、職員の交通法規違反についてでございまして、「通勤中に司法処分相当の交通法規違反が1件発生している。職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通法規違反に対する効果的な防止策を講じること。」ということでございます。

これは、昨年7月から採用しました70歳の 臨時職員が、7月11日午前8時ごろに、バイクで通勤中に交通事故に遭い、事故後の警察 の検査におきまして、呼気から0.45ミリグラムのアルコール分が検出されたものです。

飲酒運転は、極めて危険で悪質な行為でありまして、これまでも研修や通知等を通じてその根絶を呼びかけてまいりました。運転する者の責務としまして、絶対に飲酒運転をしないということを徹底する必要がございます。

当課といたしましては、事故発生を受けて、速やかに飲酒運転の根絶に向けた職員研修を実施するとともに、毎月の課の例会等におきまして周知を図るなど、飲酒運転の根絶に取り組んでまいりました。

今後も引き続き、職員に対して注意喚起を 行い、飲酒運転の根絶、安全運転、法令遵守 の徹底に取り組んでまいります。

次に、平成28年度の私学振興課の決算の状況について説明申し上げます。

説明資料の29ページをお願いいたします。

歳入でございます。

使用料及び手数料、そして、中段から、ページをめくっていただきまして、31ページ1段目までの国庫支出金、同31ページの財産収入、繰入金、諸収入及び繰越金において、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、32ページからが歳出でございます。 主なものを御説明いたします。

下段の教育費でございますが、私学振興費として120億2,900万円余の支出済み額となっております。これは、私立学校に対する経常費補助金や私立学校制定の就学支援金や奨学のための給付金、熊本地震で被災した生徒等への授業料減免補助金などでございます。

また、34ページ下段の災害復旧費ですが、 教育施設災害復旧費として12億1,300万円余 の支出済み額となっております。熊本地震で 被害を受け、補助の対象となった私立学校88 校に対する施設災害復旧のための助成でござ います。

なお、繰り越しにつきましては、後ほど説 明いたします。

不用額を生じた主な理由といたしましては、34ページの備考欄、35番の被災生徒授業料等減免補助事業や、同じページ一番下の私立学校施設災害復旧事業等の熊本地震関連事業におきまして、補助対象となる生徒数が見込みより少なかったこと、文部科学省の災害査定等を踏まえた事業費の精査などによるものでございます。

次に、繰り越しについて御説明申し上げま す。

別冊の附属資料の6ページをお願いいたします。

この6ページから15ページまでが明許繰り 越しでございます。

私立学校施設安全ストック形成促進事業及 び私立学校施設災害復旧事業において、予算 額のうち12億2,600万円余を平成29年度へ繰 り越しさせていただいたものでございます。 私立学校施設安全ストック形成促進事業につきましては、高校の耐震診断1棟、耐震改築1棟、私立学校施設災害復旧事業につきましては、私立学校63校の施設の事業に要する経費です。

繰り越しの理由ですが、熊本地震の影響により施工業者における人員確保及び資材調達が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため、年度内の工事完了が困難となったことによるものでございます。

続いて、16ページをお開きください。

事故繰越でございます。

明許繰り越しと同じく、私立学校施設安全 ストック形成促進事業において、昨年度繰り 越した1億9,400万円余のうち、1億6,900万 円余を再度繰り越すものでございます。

事故繰越の理由ですが、明許繰り越しと同様に、熊本地震の影響により施工業者における人員確保及び資材調達が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため、やむを得ず繰り越すものでございます。

なお、事故繰越となったものは高校の耐震 改築3校ですが、いずれの工事も5月末まで に既に完了しております。

私学振興課は以上でございます。御審議の ほどよろしくお願いいたします。

○間宮市町村課長 市町村課でございます。 説明資料にお戻りいただきまして、35ページをお願いいたします。

36ページにかけての一般会計の歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

続いて、37ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございますが、不用額が 大きな項目を中心に御説明をさせていただき ます。

まず、上から4段目、地域振興局費でございますが、これは、広域本部、地域振興局の管理運営費、それから政策調整事業などに要

した経費でございます。

不用額の2,000万円余につきましては、入 札残及び経費節減等に伴う執行残でございま す。

次に、38ページをお開きください。

一番上の自治振興費でございますが、これは、宝くじの市町村交付金、住民基本台帳ネットワークシステムの運営経費といった経費に加えまして、熊本地震対応のための被災市町村行政機能確保支援事業、平成28年熊本地震復興基金交付金などに要した経費でございます。

不用額の30億円余につきましては、主に平成28年熊本地震復興基金交付金の申請に至ったものが少なかったために生じた執行残でございます。

次に、40ページをお開きください。

ここからは、市町村振興資金貸付事業特別 会計でございます。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未 済額ともにございません。

続きまして、41ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、1段目、市町村振興資金貸付金ですが、これは1団体に新規の貸し付けを行ったものでございます。

不用額5,000万円余につきましては、その 貸付金等の執行残でございます。

次に、2段目、一般会計繰出金ですが、これは、広域本部・地域振興局政策調整事業等の財源としまして、一般会計へ繰り出しを行ったものでございます。

不用額の1,798万円余につきましては、繰り出し先の事業の執行残でございます。

市町村課は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○門﨑消防保安課長 消防保安課でございま す。よろしくお願いいたします。 説明資料の42ページをお願いいたします。 まず、歳入につきましては、不納欠損額、 収入未済額ともにございません。

主な収入でございますが、42ページ3段目からの危険物あるいは高圧ガス関係等の手数料収入、43ページ最下段の雑入4,800万円余につきましては、防災消防航空隊8名分の人件費に係る市町村負担金でございます。

次に、44ページの歳出でございますが、主 なものを御説明いたします。

まず、3段目の防災総務費につきましては、防災消防ヘリコプターの管理運営などに係る経費でございます。

不用額529万円余は、備考欄記載のとおり、経費節減に伴う執行残でございます。

次の段の消防指導費でございますが、消防 学校の教育訓練機能強化や管理運営費、火災 予防に係る消防関係経費等でございまして、 不用額555万円余は、委託事業の精算、経費 節減等に伴う執行残でございます。

最下段、総務施設災害復旧費でございますが、熊本地震で被災をいたしました消防学校の災害復旧経費で、不用額34万6,000円は、 経費節減に伴う執行残でございます。

続きまして、繰越事業について御説明いた します。

別冊の附属資料の17ページをお願いいたします。

まず、1段目、防災消防へリコプター管理 運営費につきましては、機体更新に要する経 費でございまして、納入の時期を平成30年2 月としたことから繰り越したものでございま して、現在、機体の組み上げや法定の検査等 を行っているところでございます。

次に、消防学校教育訓練機能強化事業費でございますが、調整池フェンス改修に伴う設計変更に必要な基礎資料の収集に時間を要したものでございまして、本年3月に事業着手し、7月末には工事完了いたしております。

最後に、消防学校施設災害復旧費につきま

しては、被災状況確認のための調査等に時間を要したものでございまして、現在、屋内訓練場及び救急棟の解体並びに武道場の改修に係る設計業務を実施しておりまして、速やかな復旧に向けての対応を図っているところでございます。

消防保安課は以上でございます。よろしく お願い申し上げます。

○井芹税務課長 税務課の井芹でございま す。よろしくお願いします。

まず、決算の説明に入ります前に、本年度 の定期監査におきまして、監査結果指摘事項 が1件ございますので、先ほど私学振興課が 御説明しました1枚紙、監査結果指摘事項を ごらんください。

(2)の自動車税の課税誤りについてです。

自動車税におきまして「課税誤りがあり、 過徴収分を還付・返還している。チェック体 制の強化を図り、課税誤りの再発防止に努め ること。」という御指摘でございます。

事案の概要でございます。

ことし4月の平成29年度自動車税の定期課税の処理時に、県税システムのプログラムミスにより、28年度以前において、本来の税額より過大に課税されていた車両が3台あることが判明しました。

このため、本来の税額よりも多く納付された額のうち、過去5年分を地方税法の規定に基づき過誤納金として還付を行い、5年を超え10年までの税額につきましても、地方自治法の規定に基づき返還を行ったところです。

今回の課税誤りの原因となった県税システムのプログラムミスにつきましては、速やかに改修を行い、あわせて同様のプログラムミスがほかの車種にもないかもチェックを行い、ミスがないことを確認しております。

今後は、サンプルチェック数をふやすな ど、再発防止を図ることとしております。

指摘事項の説明は以上でございます。

続きまして、税務課の決算状況について御 説明申し上げます。

説明資料の45ページをお願いいたします。 まず、歳入に関し、県税の決算状況につい て御説明申し上げます。1行目の県税の欄を ごらんください。

調定額1,548億8,600万円余に対し、収入済み額1,517億8,400万円余、不納欠損額が3億3,400万円余で、差し引き27億6,700万円余が収入未済額となっております。

収入未済額の状況につきましては、後ほど 御説明いたします。

予算現額と比較しますと、20億4,400万円 余の増収となっております。

なお、県税は、平成23年度から27年度まで の5年連続で増収となっておりましたが、熊 本地震の影響もあり、28年度は、前年度と比 較して71億円の減収となっております。

各税目とも、おおむね収入済み額は予算現額を上回っております。特に、下から4行目の事業税につきましては、景気回復等により、あけていただいて46ページの1行目のとおり、法人の事業税が、右から4列目ですが、13億2,900万円余、予算現額を上回っております。

次に、もう1枚あけていただいて、48ペー ジをお願いいたします。

中段の産業廃棄物税までが県税でございま して、次の地方消費税清算金からは税外収入 でございます。

49ページをお願いいたします。

下から4行目の寄附金は、ふるさと納税に 係る寄附金ですが、予想より多くの寄附をい ただいたことにより、2億200万円余、予算 現額を上回っております。

次に、50ページをお願いいたします。

2行目の諸収入に1,200万円余の収入未済額がございますが、これは5行目の加算金に係るものが大部分でございます。

次に、県税の収入未済額の状況につきまし

て、別冊の特別委員会附属資料で御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

2の収入未済額の過去3カ年の推移の表に、平成26年度から28年度につきまして、左端の税目ごとに、横に過年度分、現年度分、計の順番で収入未済額を記載しております。 各年度の計の最下段の合計欄をごらんください。

県税の収入未済額は、毎年度減少しておりまして、26年度は34億8,000万円余、27年度が30億5,000万円余、そして昨年度は27億6,000万円余と、前年度から約2億8,000万円余圧縮することができました。

税目別では、1行目の個人県民税が収入未済額の約8割を占めておりますが、これも年々減少させており、28年度は23億円余と、前年度に比べて1億4,000万円余圧縮したところでございます。

次に、20ページをお願いいたします。

3の表の下から21ページにかけまして、 4、平成28年度の未収金対策について記載しております。

県税の未収金対策につきましては、1、実施した取り組み内容に記載しているとおり、 平成28年度熊本地震により被災した滞納者に対する滞納整理から、3の個人県民税徴収強 化対策に重点を置きまして、税収の確保に取り組んでまいりました。

ただ、多くの納税者が被災された状況に鑑み、まずは被害や避難の状況等の把握に努め、必要に応じ納税緩和措置の適用も含め、 適切な対応に努めたところです。

特に、収入未済額の8割を占める個人県民税につきましては、地震被害が大きかった市町村を中心に、広域本部収税担当課と管内市町村が、併任徴収や徴収引き継ぎ等、徴収率向上に向けて連携して取り組み、昨年度からさらに収入未済額の圧縮を図ることができたところです。

その結果、2の取り組みの成果のところですが、徴収率は、現繰計全体で、平成27年度に比べ0.1ポイントアップし、98%と過去最高を達成し、滞納繰越額も記載のとおり、個人県民税も県税全体も、前年度に比べ圧縮することができました。

3の平成29年度以降につきましても、記載のとおり、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、22ページをお願いいたします。

不納欠損処分の調書でございます。

県税の不納欠損処分とは、滞納者の財産を 調査しても、差し押さえ可能な財産がないと きや滞納者の状況から資力の回復も期待でき ないなど、滞納整理を行っても租税の確保を 図ることが明らかに困難な状況にある場合に は、地方税法の規定に基づき、滞納処分の停 止の決議を行い、決議から3年が経過する か、執行停止期間中に消滅時効が完成したも のについて、不納欠損を行っております。

表は、個人県民税を含めた、平成28年度に 不納欠損を行ったものでございます。

続きまして、税務課の歳出について御説明 申し上げます。

申しわけありませんが、説明資料のほうに お戻りいただきまして、52ページをお願いい たします。

上から4行目の税務総務費は、税務行政の 管理運営に関する経費、次の賦課徴収費は、 納税者に対する過誤納還付金や市町村に対す る徴収取扱費等の経費で、不用額は執行残と 経費節減によるものでございます。

次に、最下段の諸支出金でございますが、 次の53ページのゴルフ場利用税交付金から54ページの軽油引取税交付金まで、県に納付されました税収の一定割合を市町村へ交付する交付金などで、不用額は、いずれも税収が予算の見込みを下回ったことによる執行残でございます。

最後に、繰越事業について、先ほどの附属

資料のほうで御説明申し上げます。

附属資料の18ページをお願いいたします。 自動車税事務所の施設災害復旧費につい て、明許繰り越しとして予算額のうち2,380 万円余を29年度へ繰り越したものです。

繰り越しの理由ですが、工事の入札の不調 が続いたため、工事業者の選定ができず、年 度内の工事完了が困難となったものです。

これに関しまして、ことし8月に工事事業者の選定を終えまして、現在工事を進めており、年度内完了を予定しております。

税務課の説明は以上でございます。よろし く御審議のほどお願いいたします。

○坂田孝志委員長 以上で総務部の説明が終 わりました。

ちょっとここで気づきましたんですが、これは事務局でしょうが、監査結果指摘事項がありますね。この内容について、やっぱり資料を持っとかないと、ここでちょろちょろと説明してもらってもわかりませんから、これは、監査のほうから指摘があったから重要なことであろうと思いますから、やっぱりこういう指摘を受けないようにしなきゃならぬということだから、その内容、そしてこうやって対応するということをきっちりやっぱり文書に示して、そして委員の皆さん方の御審議をいただくと、そういう形にしたほうがいいと思いますので、各部に係ることですから、以降、準備しておいてください。

それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はございませんか。

○前川收委員 昨年は熊本地震がございまして、企業も、それから住民そのものも非常に大きな被害を受けて、私は、徴税が非常に厳しいんじゃないかなという心配を実はいたしておりましたが、そういう中であっても徴税率は上がってきたということでありまして、その理由は先ほどもお話がございましたけれ

ども、職員の皆さん方の印象として、地震で 減免措置というものがきちっとされて、必要 分だけをちゃんとやられたのか、その辺の中 身の話を少しいただけばありがたいと思いま す。

#### ○井芹税務課長 税務課でございます。

昨年度、地震が起きましてすぐに、当然、 徴収猶予とか納税の猶予とか、そういう形が 絶対出るということで、各広域本部に指示し まして、窓口の開設等相談体制を充実強化い たしまして、その辺の窓口相談の対応をして おります。

それと、そういう形できちんと納税猶予措置とか期限の延長とか、そういう対応をしておりまして、一方では、やはり並行して租税債権の確保とか税負担の公平性の確保とかいう観点から、やはり悪質と言ってはいけないんですけれども、そういう滞納者の方々、誠意のない滞納者の方々については、しっかりと財産調査をして、必要に応じて差し押さえ等の滞納処分を行うという形で進めておりました。

非常に、そういう両方やらなきゃいけない という中で、職員の事務負担はふえましたけ れども、しっかり責任を持ってやったという ところでございます。

以上でございます。

○前川收委員 そこで、収納率はとてもよく やっていただいていますが、例えば27年と比 べて税額はどうなっているのかがちょっと、 これでどこかに出ているのかよくわかりませ んが、全体的に下がったのか、上がったの か、その点は説明できますか。

#### ○井芹税務課長 税務課でございます。

先ほど申し上げましたように、ちょっと資料になかったので申しわけなかったんですけれども、税収的には、28年度は、前年度と比

較してトータルで71億円の減収という形になっております。

以上です。

○前川收委員 ちょっと資料がなかったけれども、とても気になるところで、税収が、前年度のままでこれだけ収納率がいいというのはちょっとあり得ないなというふうに思ったものですから、やっぱり地震の影響で70億余の減収ということになっているということですね。

その分は、何か後で戻ってくるというのかな、その分はもう戻ってきませんね。ちょっとそこだけ確認を。

○井芹税務課長 税務課でございます。

災害減免をやった場合には、交付税の措置 はございませんけれども、歳入欠かん債とい う起債が起こせるような形になりますので、 そのあたりはそういう形で対応したいと思っ ておりますし、税収自体は、もう収入額が71 億落ちましたので、その分はもう取れないと いうことで、後はもう徴収率を上げるしかな いというふうに考えております。

○前川收委員 もう一回だけいいですか。済 みません、何回も。

その起債で埋めるという話であれば、起債 の部分については、交付税措置がついている やつになるんですかね。そこは、誰か、税務 課かどうかわかりませんけれども。

- ○竹内財政課長 歳入欠かん債という起債が ございます。充当率が100%でございまし て、交付税措置が57%ということで、57%措 置されるという形になっております。
- ○前川收委員 ありがとうございました。
- ○竹内財政課長 済みません、ちょっと訂正

です。

今回の場合、通常ですと57%が、熊本地震の場合、災害規模が大きいということで、85%までかさ上げをしていただいているということになります。

- ○村上寅美委員 37ページの下から2番目の 市町村振興費、これは不用額が半分ぐらい出 とるが、この辺の内容の説明が欲しいです な。理由は何かある。
- ○間宮市町村課長 市町村課でございます。

今御指摘いただきました37ページの市町村 振興費の不用額でございますけれども、詳し くは38ページをごらんいただければというふ うに思います。

不用額が大きいものが、一番上の自治振興費の中にございます、平成28年熊本地震復興基金交付金、市町村に対する交付金について、備考欄の一番上に書いてありますとおり、30億円余の不用額が出ておるということでございます。

この復興基金につきましては、昨年度の12 月補正から随時予算化をさせていただいておりますが、この基金の交付は、実績に応じて配分するという形にさせていただいておりまして、なかなか昨年度の段階では、この交付金の申請に至ったものが少なかったということで、このような形になっておるところでございます。

よろしくお願いします。

○村上寅美委員 それで、これだけの不用額が出るということは、事務処理なんかができてなかったということだろうと思うから、その辺の災害に対する書類の簡素化、この前何かの委員会でも言ったけど、簡素化してやらないと、せっかくあなたたちが努力して、議会も承認して、予算が使えないというようなことは、これは部長か、局長か、この辺はや

っぱりさっと流れるような形でね。だから、 恐らく事務処理も初めてのことだろうし、だ から、前川委員がこの前も言ったけど、せっ かくだから先議でも何でもして使わないと、 早く使わないといかぬと思うんだけどな。ど うですか、その辺は。政策はありますか。

○池田総務部長 今御指摘のとおり、たしか 28年度から29年度、かなりの繰り越しが基金 事業で多くなっているという状況がございま して、今年度に入りまして、窓口の支援経費 ですとか、そういったものも強化をしている ところでございます。

やはり、せっかく予算化しても、使えなければ意味がないということもございますので、そこは、そういった県の直接の支援も含めて、円滑な執行に向けて、引き続き努力をしていきたいというふうに思います。

○村上寅美委員 市町村課長。だから、その 辺の書類不備とか、向こうも初めてだろう し、人もいないし、その辺をやっぱり早く、 せっかく組んどるけんね。その辺のあれをち ょっとやっぱり研究して、早く出すような形 でやってもらいたいなと思うけど、どうです か。

○間宮市町村課長 ありがとうございます。 今御指摘ありましたとおり、市町村のほう でも人員不足等ございますので、そこについ ては、全国の他の都道府県からの支援も含め て、市町村と一緒になって要請をしていきた いというふうに思います。

書類の簡素化につきましても、各部局と調整をして、また市町村の意見も聞きながら、 対応していきたいというふうに思います。

○村上寅美委員 いきたいと、今後そういう ふうにするわけですか。今もうやってるの。 どうなの。 ○間宮市町村課長 人員不足につきましては、既に市町村と一緒になって全国の自治体に対して訪問要請をしたりですとか、あと、先日は、被災地に全国の自治体職員をお招きして現状を見ていただいて、まだまだ人員不足であるという実態を見ていただきました。さらには、任期つき職員の採用を、各市町村と合同で採用試験を行うなど、既に県としても支援をさせていただいております。

また、復興基金の受け付けに関する事務手 続、先ほど部長からもございましたけれど も、既に、経費等を含めて、復興基金でそち らも見ていくということで対応させていただ いております。

○村上寅美委員 わかりました。

今出た交付金、交付金はこれは補助ですか、貸し付け。

- ○間宮市町村課長 補助でございます。
- ○村上寅美委員 補助でね。なら、返さんで よかったいね。

○前川收委員 私の想像でいくと、多分復興基金の中身の中で、去年の発災以降、まあ復興基金そのものが、夏過ぎ、夏ぐらいだったですかね、その530億と御提示があった。その使い道について、さまざま議論をしながら、固まっていったものから順次出して、リリースしていったというんですかね、市町村におろしていったという前提でありますけれども、例えば、非常に今ためになっておりますコミュニティー施設の補助金なんていうのは、昨年度末、年度末も、なかなか市町村がまだ数を上げてきていないという状況があったんだろうなと思っています。

気になるのは、この不用額の部分が、今年 度に入ってどう消化されているのか、ここが とても気になる部分で、不用額だから流して ということでは当然ないと思っていまして、 事業は継続していると思いますが、今年度の 消化というんですかね、どう使われているか について、わかれば教えてください。

○間宮市町村課長 復興基金の交付状況でございますけれども、まず昨年度の状況をお伝えいたしますと、昨年度は、2.3億円の交付にとどまっていたという状況がございます。

今年度に入りまして、四半期ごとに実績額を調査して交付するという形で今進めております。ですので、今、第1・四半期の分は取りまとまっているところでございますが、それにつきましては、6.5億円実績が上がってきておるところでございまして、特に大きいのが農家の自力復旧支援事業でございますとか、あとは被災宅地の復旧支援事業、これについては、どんどん実績が上がってきているところでございます。

今、10月に入りましたので、9月までの第 2・四半期分の実績を調査を開始するところ でございます。

○前川收委員 ぜひ、ここでは不用で出ていますが、今年度しっかり消化できるようにというんですか、今、村上先生の御指摘もあったように、書類上の煩雑さとか面倒くささとか、そういうことじゃなくて、やっぱり被災者に寄り添うという考え方というのは、わかっていることが書類が不備だからできませんとか、そんなことじゃない対応を、しかも基金ですから、かなり、もう530億来た話の中での使い方ですから、かなり緩やかにやりやすいところだと思っていますので、そこはよろしくお願いいたします。

以上です。

○氷室雄一郎委員 ちょっと私学振興課ですけれども、この復旧から復興がゼロのところ

がありますけれども、これは……

○坂田孝志委員長 何ページですかね。

○氷室雄一郎委員 6ページですか、別冊資料のところですね。これは、ここに書かれている、不調、不落が、人員確保が難しいという、これだけの理由でまだ、まあこれは進捗状況は変わっていると思うんですけれども、ゼロのところなんかは、これだけの理由なんですか、どうなんですか。

○塘岡私学振興課長 私学振興課でございます。

具体的に進捗率が0%となっている学校は、幼稚園が4件、それと専修学校が4校の計8校ございます。理由といたしましては、耐震性の確保や園舎の改修等も含めた復旧方法の検討、これに時間が要りましたり、施工業者の人手不足により着工できてなかったということで、全般的な人手不足、資材不足の分が影響しているかと思います。

ただ、現在の進捗状況につきましては、4 校中1校は工事に着手をしております。ま た、専修学校につきましても、1校は既に事 業が完了しておりまして、あと補助事業を申 請しないという形になった専修学校が2校ご ざいます。

これに記載した状況と比べると、今現在では進んでいるかというふうに考えております。

○氷室雄一郎委員 進捗状況というのは、これはいつの段階の状況を示してあるんですか。

○ 増岡私学振興課長 8月の末の時点で各学 校のほうに聞いた状況です。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、この復旧、復興

の事業をしないまま、既存の施設の中で運営 はされていると考えてよろしいんですか。も う今やっておられないとか、いろいろな工夫 をされていると思うんですけれども。

○塘岡私学振興課長 補助の下限額というものがございまして、例えば高校ですと210万とか、そういう補助の下限額に満たないところは、そもそも補助の対象になっておりませんので、そういうところは御自分のところでやっているところが多いかと思います。

○氷室雄一郎委員 わかりました。

○内野幸喜委員 先ほどの税務課のところの 件で再度ちょっと確認したいんですけれど も、去年は熊本地震があって、徴収について は、猶予制度とか減免制度とか、恐らく活用 したんだと思いますが、これは現年度分だけ なのか、それとも、これまでの収入未済、過 年度分というんですかね、それも適用となっ たのか、そこをちょっとお聞かせいただけれ ばというふうに思います。

○井芹税務課長 一応、減免というのは、基本、現年度分でございます。徴収猶予とかいう形になれば、滞納分を含めて、一応その方の財産状況等も含めて調査して、徴収を猶予するという形になります。

○内野幸喜委員 その猶予制度については、 熊本地震が起こったからとかではなくて、こ れまでの猶予制度で対応したということなの か、熊本地震が起こったことによる新たな猶 予制度で過年度分も対応したのか、そこをち ょっとどうなのか。

○井芹税務課長 猶予制度に関しましては、 これまでもありましたので、それを使ってや っております。今回、特に新たに使ったとい うことはございません。自動車取得税の災害減免、これを昨年の12月議会で条例改正していただきました。これだけは地震が起こった後に対応したという形になります。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。

○田代国広委員 歳入について、調定額と収入済み額をこれに一遍に上げているんですが、予算現額に対しての調定額なり収入未済額が、余りにも開きがあるのが気になるんですよ。例えば、30ページの私立高等学校授業料減免補助ですか、これなんかは半分以上が減額ですよね。いわゆる、見込みよりも下回ったと言われていますけれども、余りにも当初の数字が、見込みが甘かったというか、そんな気がしてならないんです。そういう点はどう思っておられますか。

○藤川隆夫委員 申し込みが少なかったけん、全然出とらんばってん、それはどぎゃんしたっだろうかという話。

○ 増岡私学振興課長 調定の差の分でございますけれども、補助対象人数が見込みを下回ったことによるものでございます。

○田代国広委員 それはわかったい。

○池田総務部長 今回、特に震災関連の事業 については、なかなか見込みが難しいところ がございまして、ある程度の余裕を持って積 んだというような状況があろうかと思いま す。

結果として、余裕を持って積んだ結果として、やはり出てきた数が少なかったと、そういうことで、なかなか昨年度については、そういう状況であったというふうに理解しております。

○田代国広委員 震災によって見込みするの が難しかったというふうに受けとめていいわ けですか。

○塘岡私学振興課長 震災の程度によりまして、例えば全壊とか半壊とか、その被災の程度によって授業料減免の補助額が変わってまいります。2月補正をした時点でも、まだ罹災証明書を全部発行し切れてない学校もございまして、この減免人数を見込むのが非常に難しかったというふうな状況はございます。以上です。

○田代国広委員 結局、その震災があったから難しかったということですよね。そう言えばいいじゃないですか。

○塘岡私学振興課長 そのとおりでございます。

○前川收委員 済みません、何回も。ちょっと気になることで、事故繰越調べの中で、10ページでも11ページでもいいんですけれども、現在の進捗状況で100%終わっているやつは、もちろん終わったからいいんですけれども、一旦明許繰り越しをやった上で──この調書は明許繰り越ししてあるわけですから、例えば11ページの一番上の箇所名まで、まあここは別にマスコミがいないからいいでしょうけれども、竜北さくら保育園ですか、これは額がちょっとちっちゃいから大丈夫かもしれません。現在の進捗率がとても低いとかぜロのところが今でもありますね。

ちょっと心配なのは、業者がまだ定まってない、決まってないというところが結構あるんですね。そのときに、当然、行政としては、一旦明許繰り越しをしたら、次は事故繰越になりますから、前提としては、事故繰越をしてもいいですよとは言えない立場だろう。しかし、3月までに終わらないと困りま

すと言ったら、逆に業者が請けなくなっちゃいますね。3月31日までに終わってくださいという事業は、もう業者が、それはもう無理だから、無理なことはできませんという形になって、実は私の地元でも、この総務とは関係ない話なんですけれども、3月31日までに終わらないと事故繰越の話があるものですから、困りますと役所が言ってしまって、市役所が。だから、契約していた業者がやめたと、3月31日だったらもうできぬといって契約を解除しちゃったと、それで、今見込みが、誰がやるかわからないという状況になってしまったという事例が出ております。

ですから、これは各部に関係することであ りますが、当然どうぞどうぞとは言わないま でも、3月31日が過ぎても、復旧しなきゃな らないものは必ず復旧しなきゃならないの で、どうぞ前向きに取り組んでくださいと か、そういうアナウンスをしてもらわない と、事故繰りは認めませんみたいな言い方を すると――県はわかっていらっしゃいます よ。ところが、市町村は、原則どおりという 話にすぐなって、それを強く言っちゃうんで すね。強く言われたら、もう業者さんは、で きないことはできないとしか言わなくなっ て、これが進まなくなってしまうという、そ ういう状況にまでもう既に至っているという ことについて、ぜひお考えをいただいて、そ の言い回しとか、まあ大きな声じゃ言われぬ ばってん、大丈夫ですばいと小まか声で言う とかね。それはやっぱりテクニックですよ。 だめですだめですと言いよったら、誰もする 者はおらぬし、間に合わぬとわかっとる。こ こに至って、間に合うはずがない事業もいっ ぱいあることはもう御存じでしょう。あるこ とは御存じのはずですよ。あすこはもう間に 合わぬとわかっていらっしゃるはずですよ。 それを、余りにしゃくし定規に言わないでく ださい。そこは、チーム熊本でも、ちゃんと みんなで話して、それは絶対守るということ

一一守るというのは、その3月で打ち切ることはないということは、皆さんも含めて覚悟しているはずでありますから、そういうところをお願いします。答弁は要らないかな、それで。

○坂田孝志委員長 それじゃ、認識を十分踏まえといてください。

ほかにございませんか。

○増永慎一郎委員 附属資料の19ページで す。過去3年の推移ということで収入未済額 ですね。

先ほど説明のときに、毎年減っているという形で言われましたけれども、これは28年度の場合には、現年度分がやっぱり地震で減っている分もあるのかなというふうに思いますし、もう一つは、結構地震の中でも過年度分が減っているじゃないですか、かなり。さっき、いろんな面で減免とか何やかやで、よくこういった地震の中で徴収作業ができたと、よくできたなという印象があるので、何かちょっとその辺、今までと違った徴収の仕方とかをされたのかなと思いますが、それをちょっと聞きたいと思います。

○井芹税務課長 今回の地震の影響は、大きかったのは特に県央広域本部管内と県北、阿蘇方面あたりがかなり大きく被害を受けて、なかなか徴収大変だったというところはございますけれども、そのほかのところは、ある程度通常どおりに進んでいるところもございました。そういう形で、大丈夫なところはしっかり徴収をやってきたということがあります。

やり方としては、特にとりたてて違うやり 方をやっていたわけではなく、きちんと納税 交渉をして、必要に応じて差し押さえをした という形になります。

以上です。

○増永慎一郎委員 なかなか人がいなくて大変だったのに、いつもよりも収入未済額が減っているというのは、何か裏を返せば、やればきちんとできるんじゃないかという、まあ言い方はあれなんですけれども、という感じがしたので。

それから、他県の状況とかは、例えば他県は、同じぐらいの財政規模のところで、どれぐらいの収入未済額があるとかいう状況を、ちょっと何か簡単に説明できるようなのがありますか。

〇井芹税務課長 済みません、ちょっと額は わからないんですけれども、徴収率に関して は、類似団体に比べると、まあ大体そのぐら い、同じようなところ、平均のところを我々 は行っているというふうに思っております。

収入未済額、額自体が結果的に落ちたというのは、先ほど前川委員の話にありましたように、収入額71億が落ちているという部分で、結果的に、その未済額のほうも、その分圧縮されたという面も考えられると思いますけれども、一応そういった形で、職員の一生懸命な努力も当然あって、これだけ落ちたというふうに考えております。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。

私のほうから、1つ申し上げます。先ほど村上委員の質疑にも関連いたしますが、人員確保及び職員の健康管理について、3つほどお尋ねいたします。

昨年度の決算委員会におきまして、事業の 執行に関して、限られた人員で、通常業務に 加えて、熊本地震からの復旧・復興業務を行 うことが課題となっていることから、職員に 過度な負担が生じることのない適正な定員管 理について、改めて検討するよう求めてあり ます。

また、一方、初日の監査委員からの審査意

見書によりますと、人員確保及び職員の健康 管理について、その中で、増大する震災関連 業務に的確に対応するため、定員管理の基本 方針が策定され、任期つき職員、他県への人 的支援要請等によるマンパワーの確保、通常 業務の継続見直し、民間委託の活用等を推進 されたいとございますが、これらについて、 どのように考え、どのような対策を講じてこ られたのか、まずお尋ねいたします。

#### ○平井人事課長 人事課でございます。

人員確保につきまして、御指摘のとおり、 大変大きな課題でございまして、その中でま ず一番に力を入れて取り組まなきゃいけない と思っておりますのが、やはり他県からの応 援職員をなるべく確保するということになり ます。

職員の確保の仕方としては、他県からの応援のほかにも、任期つき職員を採用したり、新規職員のほうも確実に確保したり、また業務委託に出していくというような手段もとりますけれども、現在いる職員と一番近いパフォーマンスを発揮してくれるのは、やはり他県からの派遣職員であります。ですから、やはりここをなるべく確保するということにまず力を注いでおります。年度当初で112人来ていただいておりました。かなりの規模でございまして、他県も、かなり厳しい中からせり出してもらっております。

夏の九州北部豪雨もございましたので、福岡県からたくさん来ていただいていたんですけれども、22人ちょっと自分ところのために使わせてくれということで、戻してくれという話もございました。これはもうお互いさまでございますので、どうぞということでお帰りいただいたんですけれども、その後、私どもとしても手が足りませんので、全国知事会等を経由いたしまして、さらに追加のお願いができないかということで、他県に、まあ言葉はあれでございますけれども、強くお願い

をいたしたところでございます。

何とか13人、この年度途中の厳しい時期に 出していただきまして、半分強は確保いたし ました。そのほかの足りない分につきまして は、県庁内部でのより効率的な回し方という ことで、ほかの人員を配置転換したり、業務 委託に出すということで、業者への委託の数 をふやしたり、そういった形で埋めて、何と か処理体制をつくろうとしているところでご ざいます。

それから、任期つきの採用につきましては、昨年度も75名募集いたしまして、今年度、7月から採用しております。加えまして、来年度にまた40名強ですか、採用したいということで、今募集をまさにやっているところでございます。

いろんな御指摘もございまして、任期つき 職員でも、一番数が多いのが土木関係でござ います。こちらは、先ほどから出ております とおり、事業を執行する業界関係の方々のほ うも、人がかなり足りないということでござ います。そういったところと食い合いも起き ないように気を使いながら、なるべく県外か ら多くの方々に来ていただきたいということ で、今募集のための努力をしておるところで ございます。

それから、業務委託の拡大につきましては、逐一いろんなところから相談が上がってきたときに、これまで委託しなかったようなところまで委託に出そうということで、頭を柔らかく議論をしているところでございます。

それから、健康管理でございますけれど も、昨年度の時間外の実績が、結果的に例年 のやはり倍ぐらい勤務をしていただいており ます。かなり長時間労働を強いたというか、 していただいたということが現実にございま す。

今年度は、復興の業務は相変わらず忙しい んですが、人を確保した上で、何とか従前並 みのところで抑えられないかということで努力をしております。

一つ一つの仕事、去年は、もうとにかく走り回るしかないということで、とにかく先々考えずやらなきゃいけないことをどんどんやれということでやっていただきましたが、ことしは、事業量もだんだん見えて、仕事も見えてきたので、事前から計画的に仕事をやってくれということで徹底をいたしまして、また、夏休みの期間中などは、休暇なども計画的にとりながら、少しでも自分の体をいたわりながら仕事を続けてほしいと。

短期勝負なら無理もきくかもしれません。 しかし、長期間続けていただくためには、そ ういった気配りをしながら、管理者について は、職員の皆さんの労働時間を管理してほし いというようなことを徹底しているところで ございます。

他県から来ていただいている職員なんかもいらっしゃるので、職場の中も、連帯感のつくり方が例年と違うということもございますので、そういったところも含めて、例えば知事が他県からの応援職員を集めて慰労の会を催したりとか、そういったこともしながら、職員全体のモチベーションとかやる気、それと心の持ちようを保てるように努力もしているというところはございます。

あとは、具体的な取り組みとしても、ストレスチェックというようなことをやっておりまして、全職員にストレス度合いがどのぐらいあるかというようなチェックをやってもらって、それが高い数値が出た人については何らかの対応をすべきだということで、医師からの指導をいただいたりとか、そういった取り組みもしております。

かなり多岐にわたりましたけれども、そういったことで、何とか御指摘のことを最大限 尽くしたいと思って努力しているところでございます。

ちょっと長くなりましたが、以上でござい

ます。

○坂田孝志委員長 いろいろ行革を進めながら、職員数がずっと減ってきた、そしてこのような大きな震災ということで、非常に厳しい中での対応だと思いますが、やはり職員のこの健康管理というのは大事なことであろうかと思いますので、過度な負担によってほかの自治体では厳しい結果も出ているところもありますから、県ではそんなことがないように努めていただきたいと思います。

そして、そういう人員の確保が、繰越事業がまた抑えられる、その結果、復旧、復興が大きく進むことになろうかと思いますので、その点はよく踏まえてやっていただきたいと、このように思います。

ほかに。

○村上寅美委員 関連してよかね。事務屋も 技術屋もそうだけど、OB会とかあるでしょ う。ボランティアの人はいない。全部嘱託で 採用しているの。ボランティアで、この地元 でというような、そういうあれはないの。

#### ○平井人事課長 人事課でございます。

済みません、OBの方々も、いろんなところで気にかけていただいておりまして、庁友会という組織がございます。かなり年配の方までいらっしゃいますので、何とかお手伝いできるところはないかということで、お申し出も震災当時からあっております。出せるような情報、こういった人を求めているという情報はお出ししておりますけれども、なかなか固まって成果が出たということはちょっと難しいんですけれども、お気持ちは受け取って努力はしております。

それと、土木関係につきましては、益城町のほうで、県のOBが協定を結んでお手伝いをしてくれたという事例があると聞いております。

○村上寅美委員 さっき委員長が言うたよう に、誰でも彼でもというたって、70も80もな って――気持ちはね、気持ちはボランティア の気持ちで何か手伝おうという人はいると思 うよ。しかし、嘱託でも、採用したというこ とになれば、やっぱり県の責任でやっていか なくちゃいかぬからな。やっぱり健康上とか 年齢とか、足らぬけん誰でん彼でんと言いた いけど、そういう状況ではちょっと困るなと いう気持ちがしたもんだから。かえって相手 にも迷惑かけるし、県も迷惑と。だって、70 歳の人がバイクで来よって事故したと言った じゃない、最初。だから、その辺のところは どぎゃん――私学だったろう、あれは。やっ ぱりそこは、向こうも気の毒だし、県も責任 があるから、だから、その辺のところは、や っぱり健康管理あたりもね。業務をちゃんと やってくれればね。

○平井人事課長 人事課でございます。

ありがとうございます。お心遣いと思って おります。

今嘱託で雇う場合とか、年齢制限が御指摘のとおりございませんので、手を挙げてこられたら、74歳とか75歳という方でも採用することは可能でございますし、現実に例もあります。ただ、一人一人の状況を見きわめて、御指摘のような、お互い気の毒というような結果にならないように、そこはしっかりしていきたいと思っております。

○村上寅美委員 まあ、選ぶ余裕はなかろう ばってんね。やっぱりそこは、健康管理とか 相手さんとかいろいろ、後でいろいろあれす るといかぬから、ということたいね。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。 よございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○坂田孝志委員長 それでは、ないようでご ざいますので、これで質疑を終了します。

ここで、説明員の入れかえのため、5分間 休憩いたします。

午前11時15分休憩

午前11時20分開議

○坂田孝志委員長 それでは、休憩前に引き 続き委員会を再開します。

これより企画振興部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままで簡潔にお願いします。

それでは、企画振興部長から決算概要の説 明を行い、続いて担当課長から順次資料の説 明をお願いします。

初めに、山川企画振興部長。

〇山川企画振興部長 まず、昨年度の決算特別委員会報告における施策推進上改善または検討を要する事項等は、企画振興部にはございません。

引き続きまして、企画振興部の平成28年度 決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の決算特別委員会説明資料1ページ の平成28年度歳入歳出決算総括表により御説 明申し上げます。

歳入につきましては、予算額29億8,000万円余に対しまして、収入済み額は18億9,000万円余で、不納欠損はございません。収入未済は5万円となっており、その内訳は県立劇場等使用料です。

これまでの取り組みとして、債務者への督 促等を行っておりましたが、債務者が破産手 続を開始したため、今後、法手続に沿って適 正に処理してまいりたいと考えております。

なお、予算現額と収入済み額との比較10億 8,000万余は、主に熊本地震による県立劇場 の災害復旧補助分であり、事業費を翌年度に 繰り越していることに伴うものでございます。

また、歳出につきましては、予算額87億円 余に対しまして、支出済み額は73億7,000万 円余となっております。

翌年度への繰越額は6億9,000万円余で、 歳入と同様に、主に熊本地震による災害復旧 事業費でございます。

また、不用額は6億3,000万円余で、主な 内容は、補助事業等の事業計画変更に伴う執 行残や所要見込み額の減に伴う執行残及び入 札に伴う執行残でございます。

詳細につきましては、各課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○沼川企画課長 企画課でございます。

定期監査の結果につきましては、企画振興 部では指摘事項はございません。

続きまして、企画課の決算状況について御 説明いたします。

お手元の決算特別委員会説明資料の2ページをお開きください。

まず、歳入ですけれども、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、主な収入について御説明いたします。

まず、使用料及び手数料です。

これは東京事務所分で、銀座熊本館内に入居する熊本県物産振興協会からの使用料収入になります。

次の国庫支出金ですが、これにつきましては、地方創生加速化交付金につきましては、 新ビジネス創出支援システム構築事業及び地域経済分析システム普及促進事業に係る交付金です。

一番下の段の地方創生推進交付金につきま しては、ふるさと投資応援事業、次世代ベン チャー創出支援事業及びくまもと版DMO推 進事業に係る交付金になっております。

3ページをお願いいたします。

財産収入の家屋貸付料は、東京事務所職員 の借り上げ宿舎に係る職員負担分です。

寄附金につきましては、世界チャレンジ支援寄附金として、個人や民間企業等から寄附をいただいたものになります。

なお、予算現額と収入済み額との比較400 万円余につきましては、熊本地震の影響等に より寄附の見込みが少なかったことに伴うも のでございます。

4ページをお開きください。

繰入金ですが、これは、世界チャレンジ支援基金を活用する事業の財源に充てるため、 一般会計へ繰り入れたものです。

なお、予算現額と収入済み額との比較200 万円余は、基金活用事業の所要額が見込みよ り少なかったことに伴うものでございます。

次の繰越金は、TPP対策意向調査等事業 分になります。

5ページをお願いいたします。

中ほどにある諸収入のうちの官民協働海外 留学支援事業補助金は、日本学生支援機構か らの補助金です。

なお、予算現額と収入済み額との比較100 万円余は、派遣留学生への奨学金等が見込み よりも少なかったことに伴うものでございま す。

資料の6ページをお開きください。

ここからは歳出になります。

予算現額 9 億600万円余に対し、支出済み額は 8 億7,500万円余となっております。

一般管理費につきましては、時間外勤務手 当の特別配当分で、不用額はございません。

次に、諸費につきましては、東京事務所の 職員給与及び管理運営費になります。

なお、不用額の800万円余は、人件費の執 行残及び管理運営費の経費節減に伴う執行残 でございます。

一番下の段の企画総務費につきましては、

企画課の職員給与で、不用額はその執行残で ございます。

7ページの計画調査費をごらんください。

これは、備考欄の中ほどの事業の概要の記載にありますとおり、政策推進事業、広域開発行政促進事業等に係る経費でございます。

不用額の2,200万円余の主なものにつきましては、同じように備考欄上段の不用額を生じた理由にも記載しておりますが、政策推進事業において、必要な調査研究事案が見込みよりも少なかったことに伴う執行残、世界チャレンジ支援寄附金が見込みよりも少なかったことによる積立金の減などが主な理由になっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○重見地域振興課長 地域振興課でございま す。決算状況について御説明いたします。

説明資料8ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、不納欠損額、 収入未済額はございません。

主な収入について御説明いたします。

まず、使用料及び手数料でございます。

万日山緑地公園使用料につきましては、都市公園法に基づく占用許可物件使用料であります。

続いて、不動産鑑定業者登録手数料、こちらについては、不動産の鑑定評価に関する法律に基づく不動産鑑定業者登録手数料であります。

続いて、国庫支出金でございます。

都市公園災害復旧費負担金については、万 日山緑地公園の災害復旧費であります。こち らにつきましては、平成27年度からの繰越事 業となっております。

続いて、9ページをごらんください。

地方創生加速化交付金につきましては、地 方版総合戦略の先駆的な取り組みを支援する ための交付金でございます。平成27年度からの繰越事業として、人吉球磨観光地域づくり加速化事業等を実施しております。

離島活性化交付金、こちらにつきましては、離島の地域活性化、定住の促進を図るための交付金でございまして、御所浦地域活性化推進事業を実施しております。

続いて、地方創生推進交付金につきましては、地方版総合戦略の取り組みを着実に推進していくための交付金でございます。人材ネットワーク構築事業等を実施しているところです。

続いて、特定地域振興対策事業費補助につきましては、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業等に係る環境省の水俣病総合対策施設整備費補助金等でございます。一部については、平成27年度からの繰越事業となっております。

続いて、ふるさとワーキングホリデー委託 金については、総務省が実施したふるさとワ ーキングホリデーの受託に係る委託金であり ます。

続いて、10ページをごらんください。

財産収入についてです。

県が保有するフィッシャリーナ天草株式会 社の株式を、熊本ヤマハ株式会社に売却した 収入というふうになっております。

続いて、繰越金については、平成27年度熊本駅周辺県有地災害復旧事業等に係る平成27年度からの繰越事業でございます。

次に、諸収入については、貸付金元利収入3億3,000万円余は、平成12年度から24年度に貸し付けた地域総合整備資金貸付金、いわゆるふるさと融資でありますが、それの回収金というふうになっております。

次に、雑入については、平成27年度「環境 首都」水俣・芦北地域創造補助金の再確定に 伴う返還金などでございます。

次に、歳出について御説明いたします。 資料の11ページをお願いいたします。 まず、一般管理費については、市町村応援 職員の時間外勤務手当の特配分に係る経費と いうふうになっております。

次に、企画総務費については、地域振興課職員21人の職員給与費で、不用額は執行残でございます。

次に、計画調査費については、地域づくり チャレンジ推進事業、集落サポートプロジェ クト事業等に係る費用でございます。

不用額9,800万円余につきましては、補助金等の所要見込み額の減等によるもののほか、経費節減に伴う執行残でございます。内訳は、備考欄の部分をごらんいただければというふうに思います。

次に、12ページの企画施設災害復旧費につきましては、万日山緑地公園の災害復旧費で、不用額は工事請負費の所要見込み額の減に伴う執行残でございます。

次に、繰り越しの2,000万円余につきましては、別冊でお配りしております附属資料のほうで御説明をさせていただきます。

附属資料の1ページをお開きください。

「環境首都」水俣・芦北地域創造事業費の 2,000万円余につきましては、環境省の補助 事業を活用して水俣市が行う生態系に配慮し たなぎさ造成整備等において、関係機関との 協議等に不測の日数を要したことから、年度 内の事業完了が困難な状況となったため、 2,000万円余を繰り越したものでございま す。本年12月末に事業完了の予定となってお ります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○手島文化企画・世界遺産推進課長 文化企 画・世界遺産推進課でございます。

説明資料の13ページをお願いいたします。 主な収入について御説明いたします。

まず、分担金及び負担金でございますが、阿蘇の世界遺産登録推進のための学術調査や

広報啓発事業について、市町村に2分の1の 負担をお願いし、事業を実施しているもので ございます。

予算現額と収入済み額の差額101万円余は、事業で旅費等の執行残が生じたことから、負担金を減額したものでございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、 主に県立劇場の施設・駐車場使用料でござい ます。

予算現額と収入済み額との差額は、プラス 2,099万円余となっております。これにつきましては、熊本地震に伴い、県立劇場が平成 28年4月から8月まで閉館したことなどを踏まえ、平成28年度の2月議会で歳入の減額補正をしておりましたが、熊本市民会館を初めとする熊本都市圏の多数のホールが熊本地震で長期に休館を余儀なくされたことから、想定以上に県立劇場に利用が集中したことが要因と考えております。

収入未済額が5万円ございますが、これに つきましては、後ほど附属資料で説明させて いただきます。

次に、国庫支出金の国の経済対策に係る事業費、地方創生加速化交付金は、平成27年に世界文化遺産に登録されました明治日本の産業革命遺産に係る啓発、情報発信用のアプリを、関連自治体で構成する明治日本の産業遺産協議会において開発いたしまして、その事業費の負担金分として交付されたものでございます。

14ページをお願いいたします。

次の企画災害復旧費補助は、主に平成28年 熊本地震で被災いたしました県立劇場等の災 害復旧費補助分でございます。平成29年度に 繰り越して、外壁等の復旧工事を行っている ことに伴うものでございます。

次に、財産収入でございますが、県劇のレストランなどの貸付料です。平成25年度から5年契約で、有限会社七彩に貸し付けを行っております。

最後に、雑入ですが、草枕文学賞作品の著 作権収入でございます。

資料の15ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

企画総務費は、職員給与費で、不用額62万円余は執行残でございます。

次の計画調査費は、備考欄、事業の概要に 記載しておりますように、博物学関係資料活 用・学習支援事業、県立劇場の施設整備費及 び管理運営事業、世界文化遺産登録推進事業 などの経費でございます。

なお、不用額の2,300万円余は、備考欄、 不用額を生じた理由に記載のとおり、主なも のといたしましては、県立劇場施設整備費の 設計委託に係る入札残や世界文化遺産登録推 進に係る補助などの執行残が主な要因でござ います。

16ページをお願いいたします。

次の企画施設災害復旧費は、備考欄、事業の概要に記載のとおり、県立劇場及び博物館ネットワークセンターの災害復旧費でございます。

不用額の16万円余は、執行残でございま す

翌年度繰越額の5億7,000万円余は、附属 資料で説明させていただきます。

恐れ入りますが、附属資料の2ページをお 願いいたします。

まず、県立劇場施設災害復旧費のうち、5 億5,400万円余を繰り越しております。

これは、地震によって被害を受けた外壁の 復旧工法の検討に時間を要したことや、同じ く地震によって被災した熊本市民会館との同 時閉館を避けるため、開館しながら工事を実 施することなどから、長期の工事期間を要す ることにより、年度内の工事完了が困難とな ったため、繰り越しを行ったものでございま す。来年3月中旬に工事完了の予定でござい ます。

次に、博物館ネットワークセンター施設災

害復旧費のうち、1,500万円余を繰り越して おります。

これは、昨年6月に発生した集中豪雨で被災した施設の復旧工事の入札不調により、施工業者の選定が3月となったことから、年度内の工事完了が困難になったため繰り越しを行ったものですが、既に6月16日に工事は完了しております。

続きまして、附属資料の6ページをお願い いたします。

平成28年度収入未済について御説明いたします。

県立劇場使用料で、平成28年度に5万円の 収入未済が発生いたしました。

県立劇場の使用料は、前納が原則でございますが、使用当日に確定いたします附属設備、譜面台とかマイクスタンド、そういったものの使用料につきましては、公演後に支払うこととなっております。この附属設備使用料について、催促を続けてきたところでございますが、備考欄に記載のとおり、債務者が支払い不能により破産手続を開始したため、収入未済となったものでございます。

これまでの経緯等につきましては、4、平成28年度の未収金対策に記載のとおりでございます。

なお、債務者は、本年6月に破産手続を開始し、9月に免責決定がなされました。その後、官報掲載後、関係者が異議を出さなければ、10月中に免責が確定する見込みでございます。今後、当債務者の破産手続の状況を確認しながら、必要な手続を進めてまいります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたし ます。

○吉野川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム 総合対策課でございます。

資料の17ページをお願いします。

まず、歳入でございますが、不納欠損、収

入未済額はございません。

主な収入につきましては、17ページ中段の 繰入金で、収入済み額は2億3,700万円余で ございます。これは、五木村振興及び球磨川 水系の防災・減災対策の財源に充てるため に、それぞれの基金から一般会計に繰り入れ たものでございます。

なお、繰入金における予算現額と収入済み額との差4,600万円余につきましては、それぞれの基金を充当する事業における事業費減や執行残の発生に伴うものでございます。

また、最下段の諸収入につきましては、村からの要請を受け県が施行しております村道整備に係る村からの受託事業収入でございまして、収入済み額は3,300万円余でございます。

予算現額と収入済み額の差4,200万円余に つきましては、事業の繰り越しに伴う減額で ございます。

次に、歳出でございます。

資料の18ページをお願いいたします。

計画調査費でございますが、支出済み額は7億9,800万円余です。

事業の概要欄をごらんください。

主な事業は、五木村の実施するソフト事業や基盤整備事業の経費に充てるための五木村振興交付金交付事業4億200万円余、球磨川流域市町村への球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金1億5,000万円余でございます。

不用額の1億6,500万円余は、主に五木村 振興交付金交付事業の事業計画の変更に伴う 執行残でございます。

次に、繰り越しについてでございます。

別冊の附属資料で説明させていただきま す。附属資料の3ページをお願いいたしま す。

五木村振興道路整備(受託)事業ですが、村からの受託事業であります村道整備について、関係機関との調整や地質調査等に時間を

要したため、4,100万円余を翌年度に繰り越 したものでございます。来年1月の完成を予 定しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたし ます。

○内田交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料19ページをお願いいたします。

歳入でございますが、不納欠損額及び収入 未済額はございません。

内容について御説明申し上げます。

まず、使用料及び手数料につきましては、 阿蘇くまもと空港にございます格納庫の使用 料でございます。貸付先は、天草エアライン 等でございます。

次に、国庫支出金でございますが、国の地 方創生加速化交付金を活用して実施をいたし ました、これは国際線充実に向けたインバウ ンドサービス向上事業に係ります交付金でご ざいます。

次に、財産収入3,000万円余でございますが、これは、阿蘇くまもと空港周辺の県有地の貸付料及び売り払い収入、熊本空港ビルディング株式会社などからの配当金収入でございます。

このうち、土地の売り払いにつきまして は、阿蘇くまもと空港の滑走路関連の整備事 業用地として、隣接します県有地を国土交通 省に売却したものでございます。

20ページをお願いいたします。

繰越金につきましては、これは、平成27年 8月の台風15号に関しまして、肥薩おれんじ 鉄道災害復旧事業費補助事業に係るものでご ざいます。国の補助交付が年度末となり、平 成27年度から繰り越したものでございます。

次に、諸収入でございますが、平成23年度 に有明海自動車航送船組合が実施をいたしま した新船建造、これに対します県の貸付金に 係る回収金でございます。 あと、そのほか、阿蘇くまもと空港国内線 利用促進・就航促進事業に対する一般社団法 人空港環境整備協会からの助成金等でござい ます。

21ページをお願いいたします。

歳出について御説明申し上げます。

一般管理費につきましては、市町村からの 派遣職員に対する時間外勤務手当でございま す。

次に、企画総務費でございますが、当課21 人の職員給与費で、不用額は執行残でござい ます。

次に、計画調査費でございますが、備考欄の事業の概要に記載しております、並行在来 線対策事業などに係る執行経費でございま す。

不用額3,000万円余につきましては、主なものといたしましては、国が実施しております阿蘇くまもと空港の直轄事業の事業費確定に伴う負担金の減によるもののほか、御所浦航路振興事業などの所要額が、熊本地震等による利用者減少で見込みを下回ったことによる執行残、阿蘇くまもと空港広域防災拠点維持に係ります小型機基地のゲート管理等の業務委託の入札残などによるものでございます。

なお、翌年度繰越額の700万円余につきま しては、別冊の附属資料で説明させていただ きます。

恐れ入りますが、附属資料の4ページをお 願いいたします。

くま川鉄道が実施をいたします枕木交換ですとか、あるいは踏切の警報遮断機の取りかえなど、鉄道基盤施設の整備に対する助成を行います鉄道軌道輸送対策事業につきまして、国の経済対策に係る事業費で、国からの交付決定が平成29年1月末に行われたため、翌年度に繰り越したものでございます。事業のほうは、本年度中に完了予定でございます。

恐れ入りますが、説明資料にお戻りいただきまして、22ページをお願いいたします。

企画施設災害復旧費でございます。

一昨年9月の台風15号で被災しました肥薩 おれんじ鉄道及び昨年6月の大雨で被災しま した阿蘇くまもと空港の防災駐機場の災害復 旧に係る執行経費で、不用額は執行残でござ います。

交通政策課は以上でございます。御審議の ほどよろしくお願いいたします。

○島田情報企画課長 情報企画課でございます。

資料の23ページをお願いいたします。

歳入ですが、不納欠損額及び収入未済額は ございません。

国庫支出金のうち、社会保障・税番号制度 システム整備費補助でございますが、番号制 度導入に伴うシステム整備に係る国庫補助金 でございます。

次の地方創生加速化交付金でございますが、ICT活用外国人観光客等受入環境整備 事業に係る交付金でございます。

予算現額と収入済み額の差につきまして は、交付額確定に伴う減でございます。

次の電気通信格差是正事業費補助でございますが、多良木町、それから天草市及び五木村にて実施しました携帯電話等エリア整備事業に係る国庫補助金でございます。

最下段の地方公共団体情報セキュリティー 強化対策費補助でございますが、自治体情報 セキュリティークラウド構築事業に係る国庫 補助金でございます。

予算現額と収入済み額との差額につきましては、事業費確定に伴う減でございます。

24ページをお願いいたします。

財産収入でございますが、一番上、天草ケーブルネットワーク株式会社からの配当金収入でございます。

次に、繰越金でございますが、自治体情報

セキュリティークラウド構築事業に係る平成 27年度からの繰り越しでございます。

次に、諸収入でございます。

共済組合収入ですけれども、これは共済組合及び互助会から委託されております電算処理業務に係る経費の負担金でございます。

次に、共同システム運営受託収入でございますが、県と市町村が共同で運用しております行政業務支援システム等に係る経費の市町村負担金となります。

25ページをお願いいたします。

雑入でございます。

企業局並びに病院局の庁内情報システム利 用に係る負担金でございます。

続きまして、資料の26ページをお願いいた します。

歳出について御説明いたします。

まず、人事管理費でございますが、ホストコンピューターの運営管理に伴う電子計算管理運営事業ほか、備考欄に記載しております事業等に係る経費でございます。

不用額の1,400万円余につきましては、執 行残及び経費削減によるものでございます。

次に、企画総務費です。

情報企画課職員20名分の給与で、不用額は執行残でございます。

27ページをお願いいたします。

計画調査費でございますが、備考欄に記載 しております、熊本県総合行政ネットワーク 管理運営事業に係る経費でございます。

不用額2億5,000万円余は、情報セキュリティークラウド構築に係る入札残が1億8,000万円ございまして、残りは各事業の入札執行残及び経費削減によるものでございます。

翌年度繰り越しの5,000万円余につきましては、別冊の附属資料にて説明させていただきます。

お手数ですが、附属資料の5ページをごら んください。 情報通信格差是正事業費でございますが、 五木村の携帯電話等エリア整備事業におきま して、積雪等による施工中断や資材の調達に 不測の日数を要しまして、年度内の工事完了 が困難になったものを翌年度に繰り越したも のでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山田統計調査課長 統計調査課でございます。

まず、歳入でございますが、資料の28ページをお願いいたします。

28ページから30ページまでの国庫支出金に つきましては、国から委託を受けた各種統計 調査実施に伴う国庫委託金でございまして、 不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出でございますが、31ページをお 願いいたします。

統計調査総務費は、職員29名の給与費等 で、不用額は執行残でございます。

次の委託統計費は、国から委託を受けて実施する統計調査の経費でございまして、単県統計費は、県民所得推計調査等の県単独調査及び関連資料の作成に要した経費でございます。

なお、不用額は、経費節減に伴う執行残で ございます。

統計調査課は以上でございます。御審議の ほどよろしくお願いいたします。

○坂田孝志委員長 以上で企画振興部の説明 が終わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。 質疑はございませんか。

○村上寅美委員 局長、阿蘇くまもと空港の構想、大体事業計画ですな、まだ。それで、 三セクでやる――どういう仕組みでやるのか。それから、ほかの企画では、どれぐらい の、阿蘇くまもと空港というのは、大空港構 想の中に入っているけど、どういう計画です か。

○藤井交通政策・情報局長 今阿蘇くまもと 空港の民間委託、コンセッションについて御 質問をいただきました。

今現在の予定でございますが、今年度中に 募集要項等作成までやりまして、来年度、募 集要項に沿って民間企業さんたちが入札を行 うと……

〇村上寅美委員 来年入札。

○藤井交通政策・情報局長 はい、来年度。 そして、来年1年間かけて運営権者を選定する作業を行います。その後、引き継ぎ等を行いながらやっていきますが、今までの阿蘇くまもと空港は、国管理空港でございます。ですから、今は、滑走路、エプロンは国、そしてビルディングは空港ビルディングが運営をさせていただいて、駐車場は国の外郭団体でありました空整協が担っております。その3つを一緒になって運営するという、運営委託が行われることになります。だから、スケジュールとしては、そういう……

○村上寅美委員 大体スケジュールはわかった。どれくらいの規模のをつくるの。

○藤井交通政策・情報局長 それは、民間から、今後、その提案が行われます。その募集 要項に沿いまして、新しいビルを建設してく ださいというのが要項に上がりますので、そ れに沿って、各提案者が競争していいものを 提案していただきながら、選んでいくという 形になります。

○村上寅美委員 それはわかるけど、県としての事業計画、県としての。県がつくるんで

しょう。三セクか何か知らぬけど、国と組ん で。国がつくってやるの。その辺の仕組み は。

○藤井交通政策・情報局長 もともと国管理 空港でございまして、国が今運営を、駐車 場、それぞれ分けて委託しているのを、一遍 に分けて委託するシステムでございますの で、国がこの制度設計をやりまして、募集を するという形になります。

○村上寅美委員 それで、1つお願いしたい のは、数百億かかるだろうから、まあ数百億 か100億か200億か知らぬけど、かかるから、 頭は当然商社系とか、例えば大きな三井、三 菱とか住友とか、いろんなところが100何社 も手を挙げているから、そのうちでやっぱり いいのを選ぶんだろうけど、私がお願いした いのは、どこがとっても、大手だけじゃなく て、能本の業者を、能本の経済界をぜひ、何 というか、あれにね。だから、これは前も言 ったと思うけど、公募で入札すると、地元も 入れましたと。勝ちゃせんわけ、熊本は。勝 ったためしがない。だから、どの業者がとっ ても熊本がくっついとると、熊本の業界がく っついとるというような、地場産業育成とい う大きな我々はテーマがあるから、知事も我 々も議会も、だから、地元に若干でも、まあ 若干と言うといかぬけど、地元が必ずくっつ くようなシステムを、ぜひ、局長、つくって もらいたいというふうに思っていますけど ね

○坂田孝志委員長 村上委員、ちょっと申し 上げますが、なるべく決算審査にかかわる事 柄について御質問いただきたいと思いますの で。

○村上寅美委員 決算にかかるどたい。大空 港構想のことはかからぬか。 ○坂田孝志委員長 きょうのこの議案の今内 容について質疑を……

○前川收委員 28年度事業だけん。

○坂田孝志委員長 28年度のことで質疑を受けていますので。

部長からありますか。

〇山川企画振興部長 最初から、我々として、熊本の業者を入れるとか入れないとか、そういうことは、我々は選定する立場ですので、申し上げられない立場にあるんですけれども、ただ、熊本の業者も動いておると聞いておりますし、また、ほかの空港の前例を見ても、全く地元を無視して大手だけで日々のやりとりをやっているところは恐らくないと思いますので、そういうところでは必ず熊本の業者が絡んでいくことになるんだろうと思います。

○前川收委員 3ページの企画課なんですけれども、世界チャレンジ支援寄附金というもののちょっと内容を私あんまり知らないので、済みませんが、教えていただきたい。

プラス、昨年度の予算現額からすると、調 定額が大分少なかったということになってお りまして、やっぱり熊本地震でこの寄附分が 熊本地震の寄附に回ったのかなというふうに 想像いたしておりますけれども、その経緯に ついて教えてください。

○沼川企画課長 企画課でございます。

今、前川委員から御質問のあった件ですけれども、世界チャレンジ支援基金は、知事のもともとのマニフェストに沿って、熊本から若い人たちに、留学とか、あるいは高校生のもありますし、あと芸術家とか、今実業系の高校生に海外の実際の現場を見てもらうだと

か、そういったことをしてグローバルな人材 を育成しようという目的で基金を設置したも のでございます。今各種事業は、それぞれの 課で実施をいただいているところです。

この寄附金が減りましたところは、全部が 全部熊本地震の影響とは申し上げませんけれ ども、幾らかの毎年寄附をいただいていると ころからも、今年度はちょっと熊本地震の関 係で別の寄附をやるからということで御辞退 された事例もございまして、影響が少なから ず出ているというふうに理解しております。

○前川收委員 そういう状況で寄附が少なかったことに鑑みて、事業そのものに、例えば予定していた、まあ基金か何かにおいてやるんでしょうから、あんまり影響は出ないかもしれませんけれども、不用も出ているみたいでありますけれども、その影響が直接的に出たのかどうかについて教えてください。

○沼川企画課長 基金は、確かに予定額より は少なくしか収入が上がっておりませんけれ ども、もう数年やっておりまして、県の見合 いの財源は一般財源でも入れておりますし、 事業については、所要見込み額どおりの必要 額を執行しているところでございます。

○前川收委員 ありがとうございます。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。

○小早川宗弘委員 11ページ、地域振興課でありますけれども、この計画調査費の不用額が結構大きかなというふうに思います。

特に、この備考の欄を見ると、地域づくり チャレンジ推進事業補助金、これは夢チャレ のことですかね。各地域振興局に割り振っ て、祭り団体だとか、文化団体だとか、市民 団体の皆さんが地域活性化事業をしていただ くように補助金を出すというふうな仕組みだ

と思いますけれども、これは毎年ある程度執 行残があるというふうなことで、十分に認知 されとらぬとじゃなかろうかなというふうな ことと、あと、申請される側も、まあ素人さ んというか、そういう市民団体、祭り団体の 皆さん方で、県の皆さん方に手続書類を出す というときに、非常に書類が多過ぎて困られ るというふうな意見、これは私が、去年だっ たかな、総務委員会に所属しているときもそ ういう指摘をしたんですけれども、非常に県 とのやりとりの中で、この申請者の方が途中 で諦められたり、あるいはもう来年は出さぬ とか、面倒かけん出さぬとか、そういうふう な声が聞こえてきますけれども、その辺手続 書類を簡素化することについて、何か工夫が 必要ではないかなというふうに思います。そ の点については、どういうふうな認識でしょ うか。

○重見地域振興課長 地域振興課でございま す。

今委員御指摘のとおり、夢チャレンジ事業、執行残が4,000万円余となっておりまして、少し多くなっていると。ただ、一方で、これは平成25年度については約2億円の不用額があったので、年々減少しているということは言えます。

これは御参考までですが、今年度については、9月時点で84件、2億1,000万円超採択ということで、ほぼ予算額は交付決定しているというところで、ちょっとそれは前提でお伝えしつつ、委員御指摘の、例えば認知度が余りなかったんじゃないかという部分については、事業を進めていく中で大分浸透してきているのかなと考えておりますし、御質問の書類の部分については、確かにさまざまな書類を添付していただくということで、一般の事業をされる方からすると、かなりちょっと負担が大きいという部分もあるのかもしれないというふうに思っております。

我々、過去のその不用額が発生していたということも踏まえて、使い勝手がよくなるように、これまでも年度ごとに見直しを進めてきたところですので、今の委員の御提案も踏まえつつ、よりよい制度になるように、書類も含めて、今後もしっかりやっていきたいというふうに思います。

〇小早川宗弘委員 この夢チャレ事業は、多 分もう10年ぐらい継続している事業だと思い ますけれども、当初よりは大分使い勝手がよ くなったというふうなことでありますけれど も、それでもやっぱり行政の皆さん方といろ いろ打ち合わせ、すり合わせあるいは書類の 提出をする中で、非常に負担が大きいという ふうな声があります。

実際、私も、ちょっと今度も11月は八代の妙見祭ですけれども、その妙見祭に関して、8月ぐらいだったかな、振興局のほうから、何か使いなはらんですかというふうな問い合わせがあったらしいんですけれども、もう手続が面倒かけん断ったというふうな話もありますので、できるだけこれは、不正がなければよかわけですから、書類はもう2~3枚とか、適当に言えば、それぐらいの簡素化をして、市民に使いやすい補助金にしていただければもっといいのかなというふうに思います。そういうふうな要望を申し上げてから、私の質問とさせていただきます。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。──よございますか。

それでは、各部に係ることですので、私の ほうからお尋ねいたします。

人員確保及び職員の健康管理について、3 点ほどお尋ねしますが、昨年度決算委員会で も、適正な定員管理について検討を求めると いうようなことでもありますし、監査委員の 審査意見書によりますと、人員確保及び職員 の健康管理について、任期つき職員あるいは 他県への人的支援要請によるマンパワーの確保、通常業務の継続の見直し、民間委託の活用等を推進されたいと、こうありますが、これらについて、どのように考え、どのような対策を講じておられるのか。

あるいは、時間外勤務実績について、審査 意見書では、全体として発災以前に戻りつつ あるが、一部では依然として多い所属が見受 けられるとありますが、どのような実態なの か、どのように対処されているのか。

さらに、健康管理サポートセンターの活用による職員の心身の健康管理に、組織として十分配慮されたいと、このような意見が添えられておりますが、これらについてどのように対応されているのか、お伺いいたしたいと思います。

○沼川企画課長 今3点の御質問をいただき ました。

人員確保と健康管理、あと業務管理のことも含めてだと思いますけれども、人員については、御承知のとおり、熊本地震が起こりまして、震災委託関連業務のところに物すごい業務量が集中しております。この関係で、企画振興部内では、どちらかといえば人員を応援に出すというようなことが中心ではございましたが、その中でも、残った職員で業務のまず集中と選択という形で、不急の業務につきましては後に回すといったことで、対応をさせていただいているところです。

なお、一部の部局は、震災関連でも業務が ふえている課もございますので、そういった ところにつきましては、通常の定数管理で、 減だったところを減幅を少なくするだとかあるいは一部は増員 ――特に地域振興課は、たしか立野の寄り添いPT等も担当しておりますので、1名の増といったようなことで、めり張りをつけた職員配置をやっていただいているところでございます。

それから、時間外につきましては、当然地

震の関連で、応援に出ていた職員は時間外が ふえておりますし、企画部内でも、特に企画 課につきましては、地震の発災以降、昨年度 内に6回ほど緊急で地震の関連要望等もございました。そういったものの要望関係、それから、昨年12月に策定しました4カ年戦略、 それと、今議会に御報告を差し上げています 国土強靭化計画等々、計画ものも昨年度中に 集中もしておりまして、時間外勤務が通常の 80時間以上と言われる職員も、相当数に上っているということは理解しております。

私どもとしては、それぞれの所属の中で、 時間外のふえている職員については、余り長 期にわたらないように、あるいは健康上の問 題が生じてないかということを目配りしなが ら、できるだけやってきているところです。

そうはいいましても、3点出ました最後の健康管理のサポートの話ですけれども、その中でもやっぱりメンタルに不調を来した職員は出ておりますので、出た場合には、早急に専門医の受診、当然健康管理センターのサポートを受けるということで、早目早目に休みをとって、その分の業務は、戻った後も減らすだとかいう形で、再発防止等に努めているところでございます。

○坂田孝志委員長 職員の健康管理に十分留 意されまして、十分な人員を確保され、この 震災からの復旧・復興事業を促進していただ きたいと、このように思っております。

ほかにございませんでしょうか。

○田代国広委員 23ページで、非常に予算現額と収入済み額の差があるわけでして、特に地方創生加速化交付金とか、それ以下の2つも、大幅に収入済み額が少なくなっているわけです。

こういったものの予算を立てるときと、そ の調定額を含めて、当初見込みが甘いという か、余りにもこの差があるじゃないですか、 実際の収入と予算現額が。特殊な事情があったのか。整備事業に係る交付額確定に伴う減でしょうけれども、その内容、要因といいますか、なぜこれだけ当初の見込みよりも実際に少なくなったのか、それについてやっぱり説明すべきじゃないですか。

〇島田情報企画課長 情報企画課でございま す。

今委員からいただきました23ページの、まず地方創生加速化交付金の関係でございます。

この事業につきましては、熊本版DMO推進プロジェクトの一環の中で、ICTを活用した外国人向けの通信環境の整備ということで、Wi-Fiの環境と、それからSIMカード、プリペイドSIMのカードの整備を行うということで事業をやらせていただいたものでございます。

この関係につきましては、先ほども御説明 しましたとおり、交付税額が確定したことと いうことで減額ということを御説明差し上げ ました。

これにつきましては、事業確定の際に、内閣府、こちらの補助金は内閣府が所管しておるんですが、そちらのほうから、一部我々が対象ということで想定していたところを、ちょっと対象外ということで、向こうのほうから認定をされたことによって減額というふうになったということでございます。

なお、ここにつきましては、ちょっと内閣府のほうの、なぜこれが対象外になったのかということはちょっと御説明を向こうに求めたんですが、まだちょっと詳しい内容のところはいただいてないというのが実態でございまして、内閣府のほうから対象外ということで受けたことによる減額でございます。

○田代国広委員 あと2つは。

○島田情報企画課長 もう一つの地方公共団体セキュリティーの補助額でございますが、これにつきましては、例の社会保険庁の事案を受けまして、ちょっと個人情報が漏えいしたというのを受けまして、マイナンバーがこれから施行というか、昨年度から動き始めたんですが、それの前に自治体のセキュリティー全体を強化するということで、全国一律に国のほうから補助をつくりまして、47都道府県全部が、都道府県に市町村のインターネットの窓口を一本化するということで交付された補助金でございます。

これにつきましては、日本全国が昨年度中に整備をしておりまして、熊本県の場合は、地震の影響もありまして、ちょっと執行といいますか、準備のほうもおくれまして、全国的には一番後発部隊になったという事情がございます。その関係で、実は我々よりも先に先行した自治体のところで基本的には入札がどんどん行われていまして、我々がやるとさには、一番最後発ですので、そういう意味でいますと、競争が物すごい働きまして、国がもともと想定していた補助金よりは相当安く実質的に競争が働いて入ったということで、確定して減になったということでございます。

済みません、ちょっと説明が細かくなって 申しわけございません。ちょっと説明が漏れ ておりましたので、おわび申し上げます。

以上でございます。

○田代国広委員 それについては、県の考え と国のあれが誤差が出たということでこういった結果になったわけですが、こういった結 果になることによって、県民に与える影響と いいますか、そういったのは全く関係ないん ですか。

○島田情報企画課長 そういう意味でいいますと、もともとは国の補助金を期待して我々

としては事業を組んだつもりでございますが、そこに対する減額になりましたので、一部一財を充てざるを得なくなりましたので、そういう意味でいいますと、国の補助金ではなくて、一般財源のほうが充たったということが事実でございますので、そこについては、これからこういう補助金をつくるときには、きちっと向こうのほうと何が対象になるのかということをすり合わせておく必要があるということは理解したつもりでございます。

以上でございます。

○田代国広委員 この不足分は、県の一般財源と申しますか、そういった形で手当てしたから、事業に損害というか、遜色はないというふうに受けとめていいわけですか。

○島田情報企画課長 今委員がおっしゃった ように、実際に募集をしてやられた方には、 一切御迷惑はかけておりませんので、財源と しての部分に一般財源を充てたという事実で ございます。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。 ――ないようでございますので、これで質疑 を終了します。

これより、午後1時10分まで休憩します。 午後0時12分休憩

午後1時8分開議

○坂田孝志委員長 それでは、休憩前に引き 続き委員会を再開します。

それでは、これより土木部の審査を行いま す。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括し て質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進め るために、着座のままで簡潔にお願いしま す。 それでは、土木部長から総括説明を行い、 続いて担当課長から順次説明をお願いしま す。

初めに、手島土木部長。

○手島土木部長 それでは、着座のまま御説 明いたします。

平成28年度決算の説明に先立ちまして、前年度の決算特別委員会において御指摘のありました施策推進上改善または検討を要する事項等のうち、土木部関係につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

土木部関係で2件御指摘がありました。

まず、「建設産業における人材確保について、高齢化の進行や技能者の減少等、今後ますます大きな課題になってくるものと思われる。魅力ある職場づくりや賃金の問題など、 業界と連携を図りながら積極的に取り組むこと。」についてでございます。

人材確保につきましては、本県においても 高齢化の進行と若年者の減少が全国平均を上 回っておりまして、重要な課題と認識してお ります。

若年者に魅力ある職場づくりや働き方改革を進めるため、国直轄工事においては、週休2日のモデル工事の拡大や、下請を含めた全ての業者を社会保険加入業者に限定する等の取り組み、生産性向上のためのICT――情報通信技術でございますが、これを活用したモデル工事の導入を進めており、県発注工事でも国と同様の取り組みを行うよう求められております。

県といたしましても、平成25年度以降、国の福利厚生の確保等の観点からの設計労務単価の引き上げを踏まえ、県の労務単価の引き上げと社会保険等の加入促進に取り組んでおり、今年度からは、県工事元請業者については、社会保険加入業者に限定することとしたところです。

しかし、昨年度の熊本地震により状況は一

変したことから、週休2日制の推進や社会保険未加入業者の下請からの排除などの取り組みについては、復旧、復興の状況を踏まえながら進めていきたいと考えております。

このほか、県では、若年技術者等の資格取得の支援や、将来を担う中学生、高校生に向けて、建設産業の魅力の情報発信をさまざまな形で積極的に取り組んでいます。

今後とも、建設産業団体や教育機関とも連携を図りながら、人材確保の取り組みを積極的に進めてまいります。

次に、「繰越事業について、予算の確保 等、国としっかり議論するとともに、今後、 職員、業者ともに人手不足が予想されること から、これまで以上に計画的な予算執行を行 うこと。」についてでございます。

平成27年度から28年度への繰越事業についてですが、熊本地震により現場作業員の確保の困難や地すべりの発生で再調査が必要となったことから、29年度に繰り越しせざるを得ない事業が2件発生しております。なお、この2件につきましては、今年度5月末に完了したところです。

そのほか、被災地の繰越事業については、 予算のつけかえなどにより対処したところで す。

次に、予算の確保を含めた復旧工事については、単に原形復旧するのではなく、国としっかり議論して進めることにつきましては、通常、災害復旧工事は原形復旧が原則とされておりますが、熊本地震関連の復旧工事におきましては、創造的復興を目指し、例えば、被災した橋梁に新たに歩道を設けて復旧する、また、再度災害防止の観点から耐震性を向上させて復旧するなどの取り組みを、国と十分協議しながら進めているところでございます。

また、今後、職員、業者ともに人手不足が 予想されることから、計画的な予算執行を行 うことにつきましては、受注者の施工能力を 考慮し、重要度の高い箇所から優先順位をつけて発注を行うとともに、繰越制度を活用した計画的な発注や適正な工期の確保を図っています。

また、工事箇所が近接し合併することが可能な工事は、合併方式で発注ロットを拡大し、1つの工事で発注することとしています。このような取り組みを初め、さまざまな入札制度の見直しや施工確保対策により、人手不足への対応や計画的な予算執行を図っています。

今後とも、発注・施工状況を注視し、適宜 対策を講じてまいります。

続きまして、土木部の平成28年度決算の概要を、決算特別委員会説明資料の1ページ、 平成28年度歳入歳出決算総括表で御説明いた します。

まず、歳入についてですが、最下段の計の欄のとおり、一般会計、特別会計合わせまして、収入済み額が483億5,000万円余、不納欠損額は2,700万円余でございます。不納欠損額の主なものは、三角港における占用物件の行政代執行費用となっております。

また、収入未済額は3億3,200万円余となっており、主なものは、海砂利超過採取過料等及び県営住宅使用料となっております。

なお、予算現額と収入済み額との差581億 5,300万円余は、主に翌年度への事業繰り越 しに伴う国庫支出金の減でございます。

続きまして、歳出についてでございますが、一般会計、特別会計合わせまして、支出済み額が1,062億8,200万円余、翌年度繰越額は979億6,300万円余でございます。

翌年度繰り越しは、熊本地震・豪雨分、経済対策分が7割を占め、一方、理由としては、熊本地震に伴う人手・資機材不足に起因するもののほか、事業計画策定に当たって地元住民や関係機関などとの調整に時間を要したことなどにより工期が不足し、やむを得ず平成29年度へ繰り越したもので、現在その執

行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額は82億900万円余となっており、その主な理由は、事業実施後の執行残及び国庫補助事業等における国からの内示減に伴う執行残でございます。

以上、平成28年度土木部歳入歳出決算の概要につきまして総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては関係課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○坂田孝志委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○藤本監理課長 監理課長の藤本でございま す。

土木部の定期監査においては、住宅課について指摘がございました。後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、決算の概要について説明をいたします。

決算特別委員会説明資料、2ページをお願いたします。

一般会計の歳入についてでございます。 2 ページから 3 ページにかけまして、使用料及び手数料、 3 ページ最下段の国庫支出金、 4 ページの財産収入、 5 ページの繰入金、諸収入がございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額ともございません。

次に、6ページをお願いいたします。

一般会計の歳出についてでございます。

3段目の土木総務費におきまして、5,147 万8,000円の不用額を生じております。主 に、熊本地震に係る都道府県派遣職員負担金 の執行残でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

3段目の建設業指導監督費におきまして、 1,445万7,000円の不用額を生じております。 この不用額の主なものとしましては、建設産 業若年技能者雇用促進事業等の補助金申請件数が少なかったことなどによる補助金の執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰り越しについて 説明いたします。

附属資料1ページをお願いいたします。

災害公営住宅整備推進事業費で91万8,000 円を繰り越しております。当該事業は、熊本 地震に係る災害公営住宅の整備に当たり、事 業主等が設計段階等で専門アドバイザーから 助言を受ける費用を負担するものでございま す。

繰り越しの理由といたしましては、各市町村が28年度から29年度にかけて設計や工事を行いますので、継続的に専門アドバイザーから助言を受けることができるようにしたものでございます。

なお、繰越事業は年度内に完了予定でございます。

監理課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○西浦用地対策課長 用地対策課長の西浦で ございます。

用地対策課の決算の概要について御説明いたします。

説明資料の8ページをお願いいたします。 一般会計の歳入です。

使用料及び手数料でございますが、不納欠 損額、収入未済額ともにございません。

また、諸収入でございますが、不納欠損額、収入未済額ともにありません。

次に、資料の9ページをお願いいたします。

一般会計の歳出です。

土木総務費で1,348万6,000円の不用額が生じております。これは、備考欄に記載のとおり、収用手続に係る鑑定料等の執行残1,341万1,000円と、事業認定事務等に係る執行残7万5,000円の合計でございます。

以上で用地対策課の説明を終わります。よ ろしくお願いします。

○吉良土木技術管理課長 土木技術管理課長 の吉良でございます。

決算について御説明いたします。

資料の10ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明します。

1段目の財産収入及び4段目の諸収入とも に、不納欠損額、収入未済額はございません。

財産収入は、調定額及び収入済み額ともに 1,442万5,000円でございます。これは、建設 技術センター等からの家屋及び土地貸付料収 入でございます。

諸収入は、調定額、収入済み額ともに40万7,000円でございます。これは、工事進行管理システムの保守管理費に対する企業局からの負担金でございます。

続きまして、歳出について御説明いたしま す。

資料の11ページをお願いします。

土木総務費につきまして、不用額540万円 を計上しております。

主な理由は、職員給与費及びCALS/E C事業等の執行残でございます。

以上で土木技術管理課の説明を終わりま す。よろしくお願いいたします。

○上野道路整備課長 道路整備課長の上野で ございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、決算につきまして御説明をいたしま す

説明資料の12ページと13ページをお願いい たします。

歳入につきましては、初めに主な内容について御説明し、最後に不納欠損額について御説明いたします。

12ページの表の上から4段目をお願いいたします。

国庫支出金ですが、予算額に対し55億2,134万5,000円の減となっております。これは、繰り越し及び事業費確定に伴うものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

下から2段目の雑入につきましては、不納 欠損処分がございましたので、後ほど別冊の 附属資料で説明をさせていただきます。

次に、歳出について御説明いたします。

14ページをお願いいたします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額は 400万9,000円でございます。これは、職員給 与費の執行残及び熊本地震に係る都道府県派 遣職員負担金の執行残などによるものでござ います。

15ページをお願いいたします。

最上段の道路新設改良費の不用額は139万 9,000円でございます。これは、地域道路改 築費の事業費確定による執行残及び単県道路 改築費の事務費の執行残によるものでござい ます。

以上が一般会計における歳入歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業に関しま して、附属資料で説明をさせていただきま す。

道路整備課につきましては、附属資料の2ページから35ページまで記載をさせていただいておりますが、最後の35ページをお願いいたします。

明許繰り越しの道路整備課の繰越箇所は 249カ所で、平成29年度への繰越額は108億 4,115万9,000円でございます。

繰り越しの理由といたしましては、関係機 関との調整など、計画に関する諸条件の整理 や用地・補償交渉の難航及び工法の検討、協 議などに不測の日数を要したことなどによ り、やむなく次年度へ繰り越したものでござ います。

現在工事は順調に進んでおりまして、年度 内に全ての工事が完了する予定でございま す。

最後に、不納欠損についてでございます。 附属資料の180ページをお願いいたしま す。

不納欠損額欄に9,000円とございますが、これは、受注事業者の倒産により契約を解除した際の前払金の出来高不足額が県に返済されるまでの間の利息相当分でございます。平成27年度に発生した未収金でございますが、平成28年11月8日に、裁判所により破産手続が終了し、配当を求めておりました県の債権は消滅しましたので、不納欠損処分を行いました。

以上で道路整備課の説明を終わらせていた だきます。よろしくお願いいたします。

○長井道路保全課長 道路保全課長の長井で ございます。

まず、定期監査におきます指摘事項はございません。

続きまして、決算について、説明資料に基づき御説明いたします。

歳入につきまして御説明いたします。 説明資料の16ページをお願いします。

1段目の分担金及び負担金でございますが、不納欠損、収入未済ともにございません。

4段目の道路施設保全改築費負担金ですが、これは、大分県、宮崎県との県境のトンネルにつきまして、協定を結び実施する道路 事業の負担金でございます。

予算現額と収入済み額との比較にあります 1,640万3,000円のうち、1,415万8,000円につきましては、工事の繰り越しに伴って負担金の徴収を翌年度へ繰り越したものでございます

17ページをお願いします。

使用料及び手数料のうち、2段目の道路占用料につきましては、調定額1億6,821万2,000円に対して1億6,821万円を収納しております。収納率で申しますと99%以上となっておりますが、収入未済額が2,000円ございます。

別冊の附属資料をお願いいたします。170 ページをお願いいたします。

1、平成28年度歳入決算状況の1段目に道路占用料を記載しておりますが、債務者の所在不明によるものでございます。この収入未済額につきましては、振興局の努力によりまして、本年9月25日に収入済みとなりました。御報告いたします。

続きまして、説明資料にお戻り願います。 17ページでございます。

下から2段目の国庫支出金につきましては、予算額に対し27億6,644万5,000円の減となっております。これは、18ページの1段目に記載のとおり、事業の繰り越しによるものでございます。

次に、19ページの1段目の諸収入ですが、 収入未済が3万8,000円ございます。これ は、最下段の雑入の工事請負金額による違約 金でございます。

恐れ入りますが、再び別冊資料170ページ をお願いいたします。

平成28年度歳入決算の状況の2段目に雑入を記載しておりますが、債務不履行に伴う工事等契約違約金でございまして、受注者が倒産したため収入未済となっているものでございます。関係する地域振興局におきまして、代表者と連絡をとりながら収入未済の解消に努めてまいります。

歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

恐れ入りますが、説明資料にお戻りください。20ページをお願いします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額の

2,532万円の主な理由は、人件費及び道路管 理事業の執行残でございます。

歳出につきましては以上でございます。

最後に、翌年度への繰越事業につきまして、恐れ入りますが、再び別冊資料をお願いいたします。

明許繰り越しにつきましては……

○坂田孝志委員長 ページ、ページ。

○長井道路保全課長 36ページから82ページ までとなっておりますが、82ページに道路保 全課分の合計を記載しております。こちらを ごらんください。82ページでございます。

道路保全課全体では391カ所、71億6,308万 5,000円の繰り越しとなっております。

主な理由といたしましては、通常事業におきましては、関係機関との調整や地元協議に時間を要したこと及び現場施工条件の悪化等による工法協議に日数を要したためです。

経済対策分につきましては、交通誘導員、施工機械の不足により調達に時間を要したこと及び現場施工条件の悪化等による工法協議に日数を要したためです。いずれも、やむなく繰り越したものでございます。年度内に全ての工事が完了するよう進めてまいっているところでございます。

以上で道路保全課の説明を終わらせていた だきます。よろしくお願いいたします。

○坂井都市計画課長 都市計画課長の坂井で ございます。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

次に、決算につきまして御説明いたしま す。

歳入につきましては、説明資料の22ページ から27ページでございます。

歳入の内容は、分担金及び負担金、使用料 及び手数料、国庫支出金、財産収入、繰入 金、繰越金、諸収入でございますが、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

主なものについて御説明いたします。

23ページをお願いいたします。

国庫支出金でございますが、24ページの下から2段目の社会資本整備総合交付金が、予算額に対して18億9,645万7,000円の減となっております。これは、平成29年度への繰り越しに伴うものでございます。

次に、25ページをお願いいたします。

上から2段目の都市災害復旧費補助が、予算額に対し2億8,457万3,000円の減となっております。これは、平成29年度への繰り越しに伴うものでございます。

次に、26ページをお願いいたします。

繰入金でございますが、27ページの上から 1段目の緑の基金繰入金が、予算額に対し 276万1,000円の減となっております。これ は、民間施設緑化推進事業の事業費確定に伴 うものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。 28ページをお願いいたします。

最下段の景観整備費の不用額800万2,000円 は、主に緑化景観対策事業の事業費確定に伴 うものでございます。

次に、30ページをお願いいたします。

上から2段目の都市災害復旧費の不用額 1,517万3,000円は、主に市町村災害復旧指導 監督事務費の事業費確定に伴うものでござい ます。

以上が一般会計におきます歳入歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきま して、附属資料で御説明いたします。

都市計画課の繰越事業につきましては、附 属資料の83ページから88ページに記載してお ります。

88ページをお願いいたします。

明許繰り越しの都市計画課計は、最下段の とおり、27カ所の38億3,871万3,000円でござ います。

繰り越しの主な理由といたしましては、関係機関との協議、調整や熊本地震に係る災害復旧事業との調整等に不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものでございます。現在、繰り越した事業は全て順調に進んでおりまして、年度内に完成する予定でございます。

以上で都市計画課の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○渡辺下水環境課長 下水環境課長の渡辺で ございます。

まず、決算について御説明いたします。 説明資料の31ページをお願いいたします。

31ページから33ページまでが一般会計の歳 入ですが、不納欠損額、収入未済額はござい ません。

うち、31ページ2段目の国庫支出金ですが、予算に対して1億203万1,000円の減となっておりますのは、3段目の市町村都市災害復旧・指導監督事務費負担金、32ページ1段目の農山漁村地域整備交付金、最下段の農村生活環境施設復旧費補助の繰り越しに伴うものなどでございます。

続きまして、34ページから37ページまでが 一般会計の歳出でございます。

うち、34ページ2段目の公害規制費の不用額1,215万1,000円は、主に生活排水適正処理重点推進事業の執行残によるものでございます。

同じく34ページ、最下段の環境整備費の不 用額2,643万3,000円は、主に浄化槽整備事業 の執行残によるものでございます。

次に、37ページ1段目の農業施設災害復旧費の不用額3,507万3,000円は、事業費の確定に伴う執行残でございます。

続きまして、流域下水道事業特別会計について御説明いたします。

資料の38ページから42ページまでが流域下

水道事業特別会計の歳入ですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

まず、38ページ1段目の分担金及び負担金ですが、予算に対して8,798万2,000円の増となっておりますのは、流入汚水量の実績精算の結果、市町村からいただく維持管理負担金がふえたためでございます。

次に、39ページ2段目の国庫支出金でございますが、予算に対して1億9,012万3,000円の減となっておりますのは、主に熊本北部流域下水道建設事業の繰り越しに伴うものでございます。

次に、41ページ1段目の繰越金でございますが、予算に対して5億3,352万1,000円の増となっておりますのは、前年度からの繰越金によるものでございます。

同じく41ページ最下段の県債ですが、予算に対して1億2,200万円の減となっておりますのは、熊本北部流域下水道建設事業の繰り越しなどに伴うものでございます。

続きまして、43ページから45ページまで が、流域下水道事業特別会計の歳出でござい ます。

まず、43ページ1段目の流域下水道費の不用額5,873万円は、主に熊本北部、球磨川上流、八代北部流域下水道の維持管理事業の執行残によるものでございます。

次に、45ページ2段目の災害復旧費の不用額2,545万3,000円は、八代北部流域下水道の災害復旧事業費の額の確定に伴う執行残によるものでございます。

一般会計及び流域下水道事業特別会計の歳 入歳出の説明は以上でございます。

最後に、翌年度への繰越事業について御説 明いたします。

附属資料の89ページをお願いいたします。 89ページから92ページまでが、下水環境課 における繰越事業でございます。

まず、一般会計につきましては、89ページ の最下段のとおり、合計で6,520万6,000円の 繰り越しとなっております。

主なものといたしましては、熊本地震による農業集落排水施設災害復旧費で、やむを得ず繰り越したものでございます。

次に、流域下水道事業特別会計につきましては、92ページの最下段のとおり、合計で3億6,646万9,000円の繰り越しとなっております。

主なものといたしましては、熊本北部流域 下水道建設費の流域幹線管渠耐震化工事において、耐震化工法の検討に不測の日数を要したものなどにより、やむなく繰り越したものでございます。

なお、一般会計流域下水道事業特別会計に おける繰越事業につきましては、全て29年度 内に完了する予定でございます。

以上で下水環境課の説明を終わります。よ ろしくお願いいたします。

○丸尾河川課長 河川課長の丸尾でございま す。よろしくお願いいたします。

初めに、当課における定期監査の指摘事項はございません。

それでは、決算について御説明させていただきます。

まず、歳入についてですが、説明資料の46ページをお願いいたします。

1段目の分担金及び負担金は、海岸事業に 伴う市町村の分担金ですが、不納欠損額、収 入未済額はありません。

次に、7段目の使用料及び手数料につきましては、不納欠損額はございませんが、収入 未済額が358万9,000円となっております。

内容につきましては、恐れ入りますが、お 手元の附属資料の172ページをごらんくださ い。

使用料の収入未済額の主なものとして、河 川敷占用料で63万円、土石採取料で295万 3,000円が生じております。これらの理由に つきましては、173ページの3、平成28年度 収入未済額の状況をごらんください。

1段目の河川敷占用料の合計10件の収入未済の理由としましては、主に生活困窮によるものですが、その他の欄に2件の収入未済があります。2件とも占用者本人の死亡によるものですが、相続人の調査確認を行い、現在は相続人に対して納付書の送付及び催告を行っている状況です。

なお、現時点では、全10件のうち5件が全 額納付されております。

次に、2段目の土石採取料につきましては、生活困窮が1件、その他に1件収入未済があります。このその他1件は、4段目の雑入、海砂利超過採取に係る過料及び5段目の雑入、海砂利採取不当利得のその他の欄の同一の会社でございます。この会社は、代表者が亡くなられておりますが、登記簿上の会社法人は残っている状況でございます。このため、会社資産等の調査により、現在法人の実態把握に取り組んでおります。

占用料等の未収金につきましては、これまでも出先機関と連携しながら徴収に努めてまいっているところでございますが、引き続き 未収金の解消に向けて、納入指導等に取り組んでまいります。

続きまして、また説明資料にお戻りいただきたいと思います。47ページをお願いいたします。

下から2段目の国庫支出金については、不納欠損額、収入未済額ともにございませんが、予算現額と収入済み額との比較で263億4,894万3,000円の減となっております。これは、48ページから49ページに内訳を示していますとおり、主に災害復旧事業や国庫補助事業の繰り越しによるものでございます。

次に、49ページをお願いいたします。

下から2段目の諸収入ですが、不納欠損額 はございませんが、収入未済額がございま す。内容につきましては、再度恐れ入ります が、お手元の附属資料172ページをごらんく ださい。

最下段の収入未済額3億535万1,000円についてですが、備考欄に記載のとおり、海砂利超過採取に係る過料と海砂利採取不当利得によるものです。これは、平成22年度と平成24年度に判明した、民間業者による海砂利の違法採取に起因するもので、資料に数字の記載はございませんが、過料等の全体額は3億2,400万円余でございました。そのうち、平成28年度末までに1,900万円余が納付されている状況です。

これまでの対応としましては、督促状の発送や事業者の訪問により、納付を催告するとともに、並行して各事業者の財産調査を実施しております。しかし、いずれの事業者も全額の納付が可能な財産状況ではございませんでした。そのため、現在は任意で少額の納付を受けているところでございます。いずれの事業者も経営状況は厳しく、徴収が難しい状況ではございますが、今後も引き続き、定期的に事業者への訪問を行うなど、粘り強く徴収に取り組んでまいります。

歳入につきましては以上でございます。 続きまして、歳出について御説明いたしま す。

説明資料に再度戻っていただきまして、52 ページをお願いいたします。

上から2段目の河川海岸総務費につきまして、4億1,207万2,000円の不用額が生じています。これは、主に国直轄事業負担金の執行残によるものです。

次に、54ページ1段目の土木災害復旧費で43億6,528万9,000円の不用額が生じています。これは、主に河川等補助災害復旧費の額の確定によるものでございます。

続きまして、繰り越しにつきましては、恐れ入りますが、附属資料により説明させていただきます。

河川課の明許繰り越しにつきましては、附 属資料の93ページから114ページに掲載して おります。114ページをごらんいただければ と思います。

最下段に河川課の合計を記載しております ので、こちらで説明させていただきます。

河川課の明許繰り越しの合計は、1,180カ 所、405億702万6,000円となっております。 主な理由としましては、災害復旧事業につい て、熊本地震による工事増加に伴い建設資材 等が不足し、その調達に時間を要したこと等 により、やむを得ず次年度へ繰り越したもの でございます。

なお、現在までの進捗率が低い事業につきましても、早期執行に努め、一日でも早い災害復旧事業の完成を目指し、予算の執行に取り組んでまいります。

以上で河川課の説明を終わります。よろし くお願いいたします。

○ 亀崎港湾課長 港湾課長の 亀崎でございま す。

初めに、定期監査における指摘事項はございません。

次に、港湾課の決算の概要について御説明いたします。

港湾課は、一般会計と港湾整備事業特別会計及び臨海工業用地造成事業特別会計の2つの特別会計がございます。

まず、一般会計について御説明いたします。

説明資料の55ページをお願いいたします。

一般会計の歳入についてですが、1段目の 分担金及び負担金においては、不納欠損、収 入未済はございません。

予算現額と収入済み額との比較の欄の 1,390万円は、事業費の確定に伴い市町村負 担金が増となったものでございます。

56ページをお願いいたします。

下から2段目の使用料及び手数料のうち、 港湾区域占用料で23万1,000円の収入未済が ございます。内容については、お手元の附属 資料で御説明いたします。

恐れ入りますが、附属資料の175ページを お願いいたします。

1、平成28年度歳入決算の状況に、収入未済として23万1,000円を記載しております。 これらは、備考欄のとおり、三角港における申請者の所在不明及び八代港における申請者死亡によるものでございます。

三角港の申請者については、所在確認のための調査に取り組んだ結果、昨年の時点では所在が把握できませんでしたが、今年度、ことし6月に本人の所在を突きとめ、納付誓約書を徴取したところでございます。

八代港の申請者死亡の件につきましては、 その息子の所在が確認できましたので、納付 を依頼したところでございます。

次に、再び説明資料の57ページをお願いい たします。

上から2段目の国庫支出金において、不納 欠損、収入未済はございません。

予算現額と収入済み額との比較の欄のマイナス12億6,385万4,000円は、繰り越し及び事業費の確定に伴うものでございます。

59ページをお願いいたします。

1段目の財産収入、4段目の繰入金、そして最下段の繰越金においては、不納欠損、収入未済はございません。

60ページをお願いいたします。

1段目の諸収入において、不納欠損、収入未済はございません。

次に、一般会計の歳出について御説明しま す。

61ページをお願いします。

上から2段目の港湾管理費の不用額479万 4,000円は、主に海岸諸費、すなわちこれは 排水機場等の維持管理の執行残でございま す。

次の段の港湾建設費の不用額1,266万4,000 円は、主に事務費の執行残でございます。

62ページをお願いいたします。

上から2段目の空港管理費の不用額769万 9,000円は、天草空港の管理運営及び修繕に 係る執行残でございます。

3段目の港湾補助災害復旧費の不用額336 万8,000円は、入札に伴う執行残でございま す。

次に、港湾整備事業特別会計について御説 明いたします。

まず、歳入についてですが、説明資料の64 ページをお願いいたします。

1段目の使用料及び手数料において、不納 欠損額が201万3,000円、収入未済額が76万 7,000円でございます。

恐れ入りますが、内容について附属資料で 御説明いたします。附属資料の176ページを お願いいたします。

不納欠損につきましては、1、平成28年度 歳入決算の状況の表の2段目のとおり、重要 港湾使用料で201万3,000円でございます。こ れは、八代港における申請者の業績不振によ るもので、申請者は倒産し、消滅時効の成立 に伴い不納欠損処理を行ったものです。

また、収入未済額については、表1段目の本渡港における地方港湾使用料で20万4,000円、2段目の八代港における重要港湾使用料で56万3,000円でございます。これらは、いずれも申請者の業績不振によるものでございます。

まず、本渡港の申請者については、過年度 分は完納となりましたが、平成28年度分の新 たな未収金20万4,000円が発生し、分納誓約 書による納付指導を行ってまいりました。こ の結果、今年度、ことし7月には完納となっ ております。

八代港の申請者については、分納誓約書に 基づき納付がなされているところであり、引 き続き管理事務所と連携し、徴収に努めてま いります。

次に、再度、説明資料の65ページをお願い いたします。 1段目からの財産収入、繰入金及び繰越金については、不納欠損、収入未済はございません。

66ページをお願いいたします。

1段目の諸収入の雑入において、不納欠損が1,958万円、収入未済が136万9,000円でございます。内容について、附属資料で御説明いたします。

恐れ入りますが、附属資料の176ページを お願いします。

まず、不納欠損につきましては、1、平成28年度歳入決算の状況の表の最下段のとおり1,958万円で、2件ございます。このうち1件の67万9,000円は、熊本港における申請者の業績不振によるもので、申請者は倒産し、消滅時効の成立に伴いまして不納欠損処理を行ったものでございます。

残る1件の1,890万1,000円につきましては、三角港において、倒産した施設使用者の建物にアスベストが使用されており、飛散の危険性があったことから、港湾管理者である県が行政代執行法に基づき建物の撤去を行い、その費用を請求していたものでございます。清算手続が終了したため、不納欠損処理を行ったものでございます。

次に、収入未済については、表の最下段の 136万9,000円でございます。これは、熊本港 及び八代港におきまして、それぞれ申請者の 業績不振によるものでございます。

熊本港の申請者については、倒産しており 財産がないことから、不納欠損に向けた手続 を進めております。

八代港の申請者につきましては、分納誓約 書に基づき納付がなされているところでござ いまして、引き続き徴収に努めてまいりま す。

未収金の解消に向けましては、四半期ごと に進捗状況を確認し、今後の対策に向けた検 討を行っております。今後とも引き続き、し っかりと取り組んでまいります。 説明資料の66ページをお願いいたします。 最下段の県債については、不納欠損、収入 未済はありません。

次に、歳出についてですが、説明資料の67 ページをお願いいたします。

最上段の土木費で、3,206万7,000円の不用 額があります。内訳は、2段目の施設管理費 で、港湾施設の維持管理に係る執行残及び事 務費等の執行残でございます。

次に、臨海工業用地造成事業特別会計について御説明します。

まず、歳入についてですが、説明資料の69 ページをお願いいたします。

財産収入、繰入金、繰越金及び諸収入と も、不納欠損、収入未済はございません。

71ページをお願いします。

歳出についてですが、不用額はありません。

以上が一般会計、特別会計の歳入歳出に関する説明でございます。

次に、翌年度への繰り越しについて御説明します。

恐れ入りますが、附属資料の115ページから128ページまでが港湾課に係る繰越事業でございまして、このうち125ページをまずお願いいたします。

125ページが、まず一般会計に係るもので ございまして、最下段のとおり、78カ所、28 億846万7,000円でございます。

次に、127ページをお願いします。

港湾整備事業特別会計でございます。

最下段のとおり、7カ所、11億5,120万円 でございます。

さらに、128ページにおきまして、臨海工業用地造成事業特別会計を掲載しております。

最下段のとおり、1カ所、1億4,428万 2,000円となります。

以上、3つの合計で、86カ所、41億394万 9,000円を次年度へ繰り越しいたしました。 繰り越しの主な理由としましては、地元関係 者や関係機関との調整に不測の期間を要した ことなどにより、やむを得ず繰り越したもの でございます。

なお、繰り越した86カ所のうち、9月末現 在で24カ所が完了しております。

その他の箇所につきましても、引き続き早期の完了に努めてまいります。

恐れ入ります。附属資料189ページをお願 いいたします。

平成28年度県有財産処分一覧表を記載して ございます。

平成28年度における売却処分益は、水俣港の月浦地区で1件、収入額は171万2,000円でございます。

以上で港湾課の説明を終わります。よろし くお願いいたします。

○松永砂防課長 砂防課長の松永でございま す。

まず、定期監査における指摘事項はございません。

続きまして、決算について御説明申し上げ ます。

説明資料の72ページをお願いします。 歳入について御説明申し上げます。

上から1段目の分担金、負担金につきましては、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

予算額に対して1,761万8,000円の収入減となっておりますのは、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業の事業費減に伴う市町村負担金の減でございます。

次に、73ページをお願いします。

上から2段目の国庫支出金につきまして も、不納欠損額、収入未済額ともにございま せん。

予算額に対しまして177億1,292万円の収入減となっておりますのは、内訳を73ページの上から3段目から、次のページになります

が、74ページの上から2段目までに記載して おります社会資本整備総合交付金や災害関連 緊急事業費補助など、平成29年度への繰り越 しによる事業費の減に伴う国庫支出金の減で ございます。

次に、74ページの上から3段目ですが、繰越金につきましても、不納欠損額、収入未済額ともにございません。

次に、その下の4段目の諸収入につきましては、5万2,000円の不納欠損額があります。これにつきましては、75ページをお願いします。

上から1段目となりますが、雑入で不納欠 損額5万2,000円が生じたことによります。 内容については、附属資料で御説明します。

附属資料の182ページをお願いいたしま す。

これは、受注事業者の倒産により、工事請 負契約を解除した際に、県が支払った前払金 に対して出来高不足が生じましたので、その 不足額は保証会社から県に返還されました。 この不足額に対して、返還までの間に利息が 生じますが、会社の法人格が消滅したことに より、利息の一部が債権として消滅しました ので、それについて不納欠損処分を行ったも のです。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

説明資料にお戻りください。説明資料の76ページをお願いいたします。

上から2段目の河川海岸総務費につきましては、不用額が72万7,000円生じております。これは、職員給与費における執行残でございます。

次に、上から3段目の砂防費につきまして は、不用額が15億5,315万8,000円生じており ます。

主な理由としましては、市町村が事業主体で国と県が補助を行う災害関連地域防災がけ崩れ対策事業において、市町村からの申請に

基づき予算措置を行いましたが、その後、市 町村の実績が減となったため、執行残が生じ たものでございます。

続きまして、繰り越しについて御説明申し 上げます。

附属資料をお願いします。附属資料の129ページから159ページにかけて、砂防課の平成28年度の明許繰り越しを記載しております。

そのうち、159ページをお願いいたします。

最下段に記載しておりますように、平成29 年度への繰り越しは、合計で196カ所、289億 1,366万円でございます。

繰り越しの主な理由としましては、熊本地 震やその後の豪雨により発生した土砂災害に 対して、砂防堰堤などを整備する災害関連緊 急事業などにおいて、効果的な砂防施設の配 置計画の検討や、用地取得に当たり地元調整 の難航及び相続の処理などに不測の日数を要 し、やむを得ず次年度に繰り越したものでご ざいます。住民の安全確保のため、一日でも 早い施設の完成を目指して、予算執行に取り 組んでまいります。

次に、160ページをお願いいたします。

最下段に記載しておりますが、部長の説明にもありましたとおり、平成27年度から平成28年度に繰り越した予算のうち、2カ所、1億546万5,000円を事故繰越の手続を行い、平成29年度に繰り越ししたものです。

繰り越しの理由としましては、熊本地震の 影響で工事箇所に新たに変状が観測されたた め追加調査が必要になったこと、また、施工 業者における人員確保に不測の日数を要した ことから、やむを得ず次年度へ繰り越したも のでございます。この2カ所は、ともにこと しの5月に工事が完了しております。

以上で砂防課の説明を終わります。よろし くお願いいたします。 ○上妻建築課長 建築課長の上妻でございま す。

決算について御説明いたします。

説明資料の78ページをお願いいたします。 歳入でございますが、不納欠損及び収入未 済はございません。

4段目の建築確認申請の手数料につきましては、予算現額に対して収入済み額が1,046万8,000円減少しておりますが、これは、熊本地震の被災者に対する減免措置を行ったことによるものでございます。

最下段の宅地建物取引業免許申請手数料につきましては、予算現額に対しまして収入済み額が増加しておりますが、これは、申請件数が見込みより多かったためでございます。

79ページをお願いいたします。

3段目以降の国庫支出金につきましては、 収入済み額が予算現額に対して1億3,459万 2,000円の減となっておりますが、これは、 4段目の社会資本整備総合交付金の繰り越し に伴う減が主な理由となっております。

次に、80ページをお願いいたします。 歳出について御説明いたします。

上から3段目の建築指導費における不用額4,707万7,000円につきましては、主に建築物防災対策推進事業費で、民間事業者の熊本地震による計画変更に伴う執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきま しては、附属資料で説明いたします。

建築課につきましては、附属資料の161ページから162ページに記載しております。

繰り越しの主なものとしましては、161ページの最下段に記載している生活再建住宅支援事業であり、県内全域において木造住宅の耐震化を継続的に支援する必要があり、やむなく繰り越しを行ったものでございます。今後も引き続き、新聞、県政番組などを通して、住宅耐震化対策の必要性を県民に広く周知してまいります。

なお、建築課の平成29年度への繰り越しの 合計は、162ページの最下段のとおり、3億 7,481万7,000円でございます。

建築課は以上です。よろしくお願いします。

○井手営繕課長 営繕課長の井手でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の82ページをお願いいたします。 まず、歳入でございますが、繰越金が 8,146万4,000円となっております。

不納欠損及び収入未済はございません。 次に、歳出でございますが、説明資料の83 ページをお願いいたします。

土木総務費の不用額3,749万5,000円につきましては、主に県有施設の改修等に係る工事請負費や設計・管理委託料の入札に伴う執行残及び事務費の執行残でございます。

続きまして、繰り越しについて御説明いた します。

附属資料の163ページから164ページまで が、営繕課における繰越事業でございます。

そのうち、164ページをお願いいたします。

最下段のとおり、県有施設保全改修費で、 11カ所、合計 2 億9, 138万7,000円の繰り越し となっております。これらにつきましては、 工事発注の条件整理に不測の日数を要したこ となどにより、やむを得ず次年度へ繰り越し たものでございます。

なお、熊本地震に係る災害復旧事業を優先 したため、進捗状況の数値は低くなっており ますが、いずれも発注済みもしくは入札公告 中で、全て年度内に完了する見込みでござい ます。

以上で営繕課の説明を終わります。よろし くお願いいたします。

○小路永住宅課長 住宅課長の小路永でござ

います。よろしくお願いします。

まず、今年度の定期監査における指摘事項 がございますので、御説明をいたします。

指摘内容といたしましては、職員による決 裁の偽造についてでございます。

平成27年度から28年度にかけて、県営住宅 入居決定等の事務処理において、みずから購 入した上司の名前の印鑑を押して、決裁を得 たように偽造したものが24件ある、熊本県庁 処務規程に基づき、適正な事務処理を行うよ うにとの指摘でございます。

この指摘事項につきましては、県営住宅の 入居申し込みなどの書類内容を確認する事務 処理に手間取り、決裁が遅くなると申請者に 迷惑がかかってしまうという思いから、上司 の印鑑を自分で調達及び押印し、決定通知を 発送するなどの行為を行ったものでございま す。

次に、指摘に対しまして、対応状況につい て御説明をいたします。

決裁を受けたように偽造された文書につき ましては、全て内容を点検いたしましたが、 事務処理自体に不備はなく、適正に処理され ていることを確認いたしました。

当該職員の業務に関しましては、事務処理 の進捗状況や決裁後の起案文書等について、 適宜上司が確認しているところです。

また、ことし4月以降は他の職員に担当を かえるなど、事務分掌の見直しを図ったとこ ろです。

今後も引き続き、事務処理の進捗状況等について、本人の聞き取りや担当班長による確認、さらには関係機関との情報共有化を行い、再発防止の徹底に努めるとともに、職員の心身両面の健康管理についても十分配慮を図ることとしております。

それでは、決算特別委員会説明資料について、説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、説明資料の84ページをお願いします。

84ページ3段目の県営住宅使用料ですが、 調定額が21億1,310万7,000円に対しまして、 収入済み額が20億8,782万6,000円で、収入未 済額が1,990万6,000円となっております。

収入未済の理由としましては、公営住宅は 入居対象者を住宅困窮する低所得者としておりますが、昨今の厳しい経済状況により、収 入の低下等によって生活困窮の度合いが増し、収入未済となったケースや、既に県営住 宅を退去した滞納者による未収金が主な原因です。

収入未済の状況や対策につきましては、後 ほど別冊の附属資料で説明をさせていただき ます。

不納欠損額につきましては537万5,000円ですが、これは、退去後、所在不明や死亡などにより時効となったものであります。

同じく4段目の県営住宅用地使用料ですが、これは、県営住宅の駐車場の使用料などです。調定額が1億6,572万6,000円に対し、収入済み額が1億6,456万6,000円で、収入未済額104万円7,000円となっております。

この理由としましても、住宅の使用料と同様、入居者の生活困窮などによるものでございます。

不納欠損額につきましては11万3,000円で ございますが、これも、退去後、所在不明や 死亡などにより時効となったものでございま す。

次に、85ページをお願いします。

1段目の国庫支出金につきましては、収入済み額が予算現額に対しまして5億8,573万9,000円の減となっております。これは、3段目の社会資本整備総合交付金及び5段目の住宅施設災害復旧費補助の繰り越しなどが主な理由です。

次に、86ページをお願いします。

諸収入について、7段目の災害公営住宅整 備事業受託事業収入につきましては、受託金 は、業務完了後、市町村から収入することに なっており、平成28年度は事業完了がありませんでしたので、予算現額14億2,500万円に対し、収入済み額はございません。

次に、歳出につきましては87ページをお願いします。

2段目の住宅管理費の不用額3,040万円に つきましては、主に公営住宅維持管理費の事 業費確定に伴う執行残及び高額所得者の自主 退去等により訴訟件数が見込みより少なくな ったことによる事務費の執行残でございま す。

また、3段目の住宅建設費の不用額13億7,737万4,000円につきましては、熊本地震に係る市町村からの災害公営住宅の整備受託事業において、受託件数が想定より少なく、受託額以外の予算13億6,000万円を不用としたためでございます。

ほかは、高齢者向け優良賃貸住宅供給促進 事業費の事業費確定に伴う執行残などによる ものでございます。

続きまして、附属資料の165ページから169 ページをお願いします。

繰り越しについて御説明いたします。

住宅課の繰越額計は、169ページの最下段 にありますとおり、13億9,129万8,000円で す。

繰り越しの理由としましては、熊本地震に 係る災害復旧事業を最優先施工したことに伴 う通常事業の繰り越しや、災害復旧事業にお ける工事計画の検討、追加により工期が不足 したもの、入札に係る不調、不落等によるも の、また、建築計画に関し、関係機関との協 議に不測の日数を要したもの、さらに、災害 公営住宅整備受託事業において、市町村が整 備計画の策定に不測の日数を要したために、 県の受託事業の工期が不足したものなど、や むなく繰り越したものでございます。

次に、178ページをお願いします。

表1をごらんください。これは、先ほど説明しました歳入に関する調べのうち、収入未

済となっているものを一覧にしたものです。

上段の県営住宅使用料、いわゆる家賃の収入未済が1,990万6,000円、2段目の県営住宅用地使用料、これは駐車場使用料等ですが、この収入未済が104万7,000円、3段目の財産収入、これは土地貸付料でございますが、この収入未済が9万円でございます。

表2をごらんください。これは、収入未済 額の過去3年間の推移を示したものです。

県営住宅の使用料の収入未済額は、ごらんのとおり年々減少し、平成28年度の額は、平成26年度の額の4割程度となっています。

また、徴収率につきましては、平成27年度 末に98%でしたが、平成28年度末には98.8% となっております。

179ページの表3をごらんください。

これは、収入未済額について、その状況を整理したものでございますが、県営住宅使用料及び県営住宅用地使用料、土地貸付料ごとにその内訳を示しておりまして、県営住宅使用料が合計の240件の1,990万6,000円、県営住宅用地使用料が合計116件の104万7,000円、土地貸付料が1件の9万円、合計が357件の2,104万3,000円でございます。

表4をごらんください。

これは、各未収金についての対策を記載しております。

県営住宅使用料の入居者への対応としましては、⑥の明け渡し請求訴訟の確実な実施や、⑧の生活保護世帯の代理納付につきまして、現在重点的に取り組んでいます。

また、退去者への対策としましては、④の 分納誓約の実施につきまして重点的に取り組 んでおります。

徴収率が98.8%まで上昇し、一定の成果が あったものと考えておりますが、今後も引き 続き、未収金対策につきましては、歳入確保 及び公平性の観点から、しっかり取り組んで まいります。

以上で住宅課の説明を終わります。よろし

くお願いします。

○坂田孝志委員長 以上で土木部の説明が終 わりました。

それでは、質疑を受けたいと思います。質 疑はありませんか。

○前川收委員 各課にわたって、非常にたく さんの明許繰り越しの費用が出ておりまし た。

課ごとにもう言うつもりはありません。それぞれ、もう理由は御説明いただいたとおり、熊本地震による大量の工事発注が発生したということだと思っていますけれども、幾つか既に事故繰越という処理を、去年、だからこの4月にやられたということもあるようでありますが、この数字をずうっと見ているようでありますが、この数字をずうっと見ているようでありますけど、来年度に向けて事故繰越に行かざるを得ないというのが、多分、誰が見てもこれはやむを得ぬなというふうに思っておりますけれども、その辺の見通しを、全体的な見通しとして、部長でもどなたでもいいですけど、努力はしますけれどもという話なんだろうけど。

○手島土木部長 前川委員のおっしゃるように、この状態からすると事故繰りはもうやむなしと思っております。精いっぱい頑張りは、現場もしていただいております。ただ、どうしてもやはり、なかなか進まない、不調、不落もあるという状況で、かなりの量が事故繰りになるものと考えております。

とはいえ、やはり県民が皆さん一日も早い 復旧を望まれておりますので、しっかり頑張 って、できる限り事故繰りにならないよう に、もうこれ以上言うことはございませんけ ど、そういうふうに頑張らせるように、私の ほうからもしっかり事務所の職員を叱咤激励 したいと思っております。 ○前川收委員 そこでなんですけども、さっき総務部のほうにも言ったんですけど、皆さん方が行政マンとして事故繰りどうぞということが基本的に言えないということはよくわかりますが、民間の企業でこういうことがございました。

ことしの3月31日までに仕上げてもらわないと事故繰りはできませんということを、市町村の職員がおっしゃったと。そしたら、そもそも契約してたのをキャンセルして、3月31日までにできるはずないのに、この契約はもう履行できないからと言って、やめたと言って事業ができなくなったということもありました。

ですから、大変皆さんには難しい言い方を 強いることになると思いますが、特に土木の 場合はほとんど公共事業でありますから、公 共事業の場合も、去年のやつをことし発注と いうこともまだあるわけでありますから、今 考えてあと半年ですね、もう既に。それをす ぐにやってしまいなさいと、半年間でやって しまいなさいというのは不可能だというのは もうよくわかっているわけでありますから、 余り大きな声で言わなくていいけども、基本 的には――そもそも半年で工期設定ができな い事業も多分残っていると思いますね。それ なんかは、事故繰りになるから工期設定は来 年の3月31日までですというようなことには なさらないんでしょう。どうなんですか、そ こは。

○藤本監理課長 事故繰りの可能性が極めて 強い発注がこれから出てまいりますので、一 般競争入札においては、公告において、一旦 3月までに工期は切りますということを一旦 いたしますけれども、関係機関の承認が得ら れたら工期を延ばしますということを、公告 に記載をしております。 ○前川收委員 そうしてもらわないと、できないことをやれと言われても、できないことは誰もできないわけですから、ある程度柔軟にやっていかないと、3月31日で仕上げてくださいと言われたら、多分誰も受注する人はいない状況になると思いますので、その辺は柔軟にやってもらいたいと思いますし、我々も政治のサイドでしっかりそこは御理解いただけるように、上位機関とも話をしながら頑張っていきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。

○浦田裕三子副委員長 済みません、先ほど の監査結果指摘事項についてちょっとお尋ね したいんですけれども、偽造していたものが 24件ということで、かなりの数かなというふう思います。その背景は、何が原因だったのか、ちょっとお尋ねしてもよろしいでしょうか。

○小路永住宅課長 本人に聞き取りをしたところ、決裁過程でいろいろ上司のほうから質問をされて、それにうまく対応ができなかったということで、事務処理がとまりたくないと。とまることのリスクが怖いということで、少し精神的に追い詰められた状態というふうに聞いております。

○浦田裕三子副委員長 その職員に対して の、いろいろな処分等々はあったんでしょう か。

○小路永住宅課長 職員に対する処分がありまして、減給の処分がありました。そのほか、管理監督者ということで、課長、課長補佐に口頭訓告、それと班長に厳重注意を受けております。

○浦田裕三子副委員長 いろいろ仕事が立て 込んで、そういった状況に陥ってしまったの かもしれないんですけれども、今後こういう ことがないように、全体で注意をしていただ ければなと思いますので、よろしくお願いい たします。

○内野幸喜委員 ちょっと関連で。チェック 機能というのは、どこで果たされていたのか というのを、ちょっとお聞かせいただければ と思います。

## ○小路永住宅課長 住宅課でございます。

決裁区分が局長決裁ということで、課長決 裁が終わった後で指摘がありまして、なかな かその後が課内ではわかりにくかったという ことがあります。

今年度、業務担当をかえておりまして、業務が集中して本人が非常に負担が生じるということがないように、まず業務をかえておりまして、あと、各班、管理班は家賃徴収等で非常に心理的にも負担がある班になりますので、年間のスケジュールを担当ごとにつくらせておりまして、業務が集中しそうな時期は特に班長のほうが注意をして、業務の進捗状況を適宜確認するというふうなことをやっております。

○内野幸喜委員 それもそうだと思うんですが、通常のこうした決裁とかのときに、そのチェックというのはどこの部分で働くのか。やっぱりそのチェックできない部分もあるのかというところですね。そこをちょっとお聞かせいただければと。結果として、今回チェックできなかったわけですけれども、通常はどういったところでこのチェック機能が働いているのかというのを。

## ○小路永住宅課長 基本的には……

○坂田孝志委員長 小路永住宅課長。

○小路永住宅課長 失礼しました。住宅課で ございます。

通常であれば、担当者が起案をした後で、 班長を通って課長、決裁権者まで回っていき ますので、事務処理は、決裁が終わった段階 で処理をされるというふうな形になります。

今回は入居者の決定通知ということで、最終的には指定管理機関であります県営住宅の管理センターのほうで決定通知を出しますので、必ずその段階では通知が出ているかどうかの確認が入るという形になります。

そういった事務が適正に行われているかど うかを、管理センターと住宅課のほうで確認 していくという形になります。

○坂田孝志委員長 ほかにございませんか。 私のほうから、各部にまたがることでございますので、また、今の事柄にも関連しようかと思いますが、お尋ねいたします。

職員の人員確保及び職員の健康管理について、3点ほどお尋ねいたします。

昨年度の決算特別委員会におきまして、事業の執行に関して、限られた人員で、通常業務に加えて、熊本地震からの復旧、復興業務を行うことが課題となっていることから、職員に過度な負担が生じることのない適正な定員管理についても改めて検討するよう求めてあります。

また、一方、監査委員の審査意見書によりますと、「熊本地震からの復旧・復興について」の「人員確保及び職員の健康管理」について、「増大する震災関連業務に的確に対応するため、定員管理の基本方針が策定され、任期付職員、他県への人的支援要請等によるマンパワーの確保、通常業務の継続見直し、民間委託の活用等を推進されたい。」とありますが、これらについてどのように対策を講

じておられるのか。

次に、時間外勤務実績について、審査意見書では、全体として発生以前に戻りつつあるが、一部では依然として多い所属が見受けられるとありますが、どのような実態なのか、どのように対処されているのか。

加えて、審査意見書によりますと、健康管理サポートセンターの活用等により職員の心身の健康管理に組織として十分配慮されたいとありますが、これらについてどのような対応をなされているのか。

以上、3点についてお尋ねいたします。

○藤本監理課長 またがることでございます ので、監理課から説明をさせていただきま す。

土木部としましては、まず、職員の人員不 足への対応につきましてですが、組織改正や 職員の配置調整を行うとともに、通常業務に ついては不要不急のイベントの先送り等の見 直しを行っております。

そのほか、任期つき職員、これを21名採用 し、発注者支援業務などの民間業務委託、約 100名等により対応をいたしております。

それでも職員が不足するということになりますので、昨年度に引き続き他府県から10月1日現在で57名の職員の派遣をいただております。

なお、今後も復旧、復興事業が続いていく ことから、引き続き知事会への派遣要請等の 対応を行ってまいりたいというふうに考えて おります。

次に、職員の健康管理についてですが、土 木部は水防待機等があるため、時間外勤務が 上半期が増加する傾向にあります。本年6月 末までに1カ月の時間外勤務が80時間を超え る職員については、広域本部、地域振興局、 土木部を含め、延べ48名おります。また、私 傷病休暇を複数回取得している職員が15名、 休職中の職員が3名という状況にございま す。

このような状況にあることから、まず、日 ごろから特定の職員に業務の偏りがないよう に、所属内で担当業務の見直しを行っている ほか、総務部の健康サポートセンターとも連 携しながら、職員の健康管理に努めておりま す。

しかし、やむを得ず休職等に至った場合は、代替の臨時職員を雇用するなど対応しているところでございます。

今後も、これまで以上に職員の健康管理には留意しつつ、一日でも早い復旧、復興が図れるよう、土木部一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○坂田孝志委員長 やっぱり職員の健康管理等ですね、先ほども出ておりましたが、1つの部署に過度に集中しますと、やはり何らかの支障を来すことも出てくると思いますので、十分、健康管理そして定員の確保をいただいて、それがまた繰越事業の消化といいますか、抑えることにもなるであろうし、それがひいては復旧、復興につながることであろうかと思っておりますので、十分それについて配慮していただきたいと、このように思っております。

ほかにございませんか。よろしゅうござい ますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○坂田孝志委員長 ないようでございますの で、これで土木部の審査を終了します。

次回の第4回委員会は、10月13日金曜日午前10時に開会し、午前に環境生活部の審査を行い、午後から商工観光労働部の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

委員会資料は、足元の資料袋の中に入れて ありますので、御確認のほどよろしくお願い いたします。 それでは、これをもちまして本日の委員会 を閉会します。ありがとうございました。御 苦労さまでした。

午後2時33分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

決算特別委員会委員長